

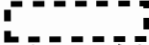
熊原第23-029号  
令和5年7月14日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号  
原子燃料工業株式会社  
代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び  
工事の計画の軽微な変更の届出書

令和4年11月16日付け原規規発第2211164号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第5項の規定に基づき、別紙のとおり軽微な変更を届け出ます。

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

## 別 紙

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社  
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 3 3 番 5 号  
代表者氏名 代表取締役社長 伊藤 義章

### 2. 変更に係る加工施設の概要

成型施設の建物・構築物及び設備・機器  
被覆施設の設備・機器  
核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物及び設備・機器  
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器  
放射線管理施設の設備・機器  
その他の加工施設の建物・構築物

### 3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 16 条の 2 第 1 項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和 4 年 1 1 月 1 6 日  
認可番号 原規規発第 2211164 号

### 4. 変更の内容

- (1) 仕様表の改造内容の記載の変更、その他関連箇所の変更について、添付 1 に示すとおりとする。
- (2) 設備図等図面の変更について、添付 2 に示すとおりとする。

### 5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、仕様表の改造内容の記載、その他関連箇所の記載を適正化するものである。
- (2) 本変更の理由は、設備図等図面を適正化するものである。

なお、上記 (1) ~ (2) は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 3 条の 2 第 2 項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

添付 1

変更前（令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可）

区分	成型施設	被覆施設	組立施設	核燃料物質の貯蔵施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	その他の加工施設
建物・構築物							
第2加工棟	④	⑤ <sup>後</sup>	④⑤	⑤ ⑤ <sup>後</sup> ①②	⑤ ②⑤	④⑤	④⑤ ⑤ <sup>後</sup> ②⑤
第1-3貯蔵棟	後	—	—	後	—	後	後
第1加工棟	③ ③	—	—	③ ③	③	③	③⑤
第1廃棄物貯蔵棟	⑤	—	—	—	⑤	⑤	⑤ ⑤
第2廃棄物貯蔵棟	④	—	—	—	④	—	④
第3廃棄物貯蔵棟	⑤	—	—	—	⑤	—	⑤
第5廃棄物貯蔵棟	④	—	—	—	④	—	④
発電機・ポンプ棟	⑤	—	—	—	—	—	⑤
遮蔽壁・防護壁	③⑤	—	—	—	—	—	—
屋外	—	—	—	—	—	④	⑤

適合性確認を行う施設

- ①：第1次申請（令和元年10月8日付け認可）
- ②：第2次申請（令和元年12月2日付け認可）
- ③：第3次申請（令和2年10月2日付け認可）
- ④：第4次申請（令和3年5月24日付け認可）
- ⑤：第5次申請（本申請）
- 後：後半申請

撤去する施設

- ①：第1次申請（令和元年10月8日付け認可）
- ②：第2次申請（令和元年12月2日付け認可）
- ③：第3次申請（令和2年10月2日付け認可）
- ④：第4次申請（令和3年5月24日付け認可）
- ⑤：第5次申請（本申請）

本申請は、設計が完了した成型施設の設備・機器、被覆施設の設備・機器、組立施設の設備・機器、核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器、放射性廃棄物の廃棄施設の建物、設備・機器、放射線管理施設の設備・機器、その他の加工施設の建物・構築物、設備・機器の一部について、新規制基準への適合性確認について申請するものである。

変更後

区分	成型施設	被覆施設	組立施設	核燃料物質の貯蔵施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	その他の加工施設
建物・構築物							
第2加工棟	④	⑤ <sup>後</sup>	④⑤	⑤ ⑤ <sup>後</sup> ①②	⑤ ②⑤	④⑤	④⑤ ⑤ <sup>後</sup> ②⑤
第1-3貯蔵棟	後	—	—	後	—	後	後
第1加工棟	③ ③	—	—	③ ③	③	③	③⑤
第1廃棄物貯蔵棟	⑤	—	—	—	⑤	⑤	⑤
第2廃棄物貯蔵棟	④	—	—	—	④	—	④
第3廃棄物貯蔵棟	⑤	—	—	—	⑤	—	⑤
第5廃棄物貯蔵棟	④	—	—	—	④	—	④
発電機・ポンプ棟	⑤	—	—	—	—	—	⑤
遮蔽壁・防護壁	③⑤	—	—	—	—	—	—
屋外	—	—	—	—	—	④⑤	⑤

適合性確認を行う施設

- ①：第1次申請（令和元年10月8日付け認可）
- ②：第2次申請（令和元年12月2日付け認可）
- ③：第3次申請（令和2年10月2日付け認可）
- ④：第4次申請（令和3年5月24日付け認可）
- ⑤：第5次申請（本申請）
- 後：後半申請

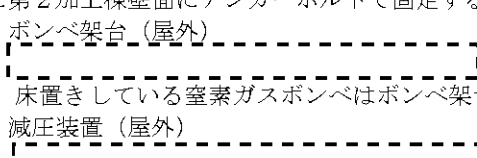
撤去する施設

- ①：第1次申請（令和元年10月8日付け認可）
- ②：第2次申請（令和元年12月2日付け認可）
- ③：第3次申請（令和2年10月2日付け認可）
- ④：第4次申請（令和3年5月24日付け認可）
- ⑤：第5次申請（本申請）

本申請は、設計が完了した成型施設の設備・機器、被覆施設の設備・機器、組立施設の設備・機器、核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器、放射性廃棄物の廃棄施設の建物、設備・機器、放射線管理施設の設備・機器、その他の加工施設の建物・構築物、設備・機器の一部について、新規制基準への適合性確認について申請するものである。

変更理由

表の記載を適正化するため。  
 なお、本変更は適合性確認を行う設工認次数の記載の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		変更後		変更理由	
表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉 No. 2-1 仕様		表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉 No. 2-1 仕様		仕様表の記載を適正化するため。 なお、本変更は引用する図面の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>○〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)</p> <p>緊急遮断弁 (冷却水) の耐震重要度分類は、防護対象である連続焼結炉 No. 2-1 の動力盤、トランス盤及び制御盤と同様に第1類とする。緊急遮断弁 (冷却水) は鋼製の配管で接続し、標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で支持構造物により固定する。支持構造物は、第2加工棟の壁面にアンカーボルトで固定する。設置図を図リ-他-16 (3) に示す。</p> <p>下記の設備の耐震重要度分類を第3類とする。</p> <p>○〔8039-3〕緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス)、〔8041-2〕緊急設備 手動閉止弁 (プロパンガス)</p> <p>鋼製の配管で接続し、弁及び配管一体で支持構造物等により固定する。支持構造物は第2加工棟の壁面にアンカーボルトで固定する。設置図を図リ-他-16 (3) に示す。</p>	<p>○〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)</p> <p>緊急遮断弁 (冷却水) の耐震重要度分類は、防護対象である連続焼結炉 No. 2-1 の動力盤、トランス盤及び制御盤と同様に第1類とする。緊急遮断弁 (冷却水) は鋼製の配管で接続し、標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で支持構造物により固定する。支持構造物は、第2加工棟の壁面にアンカーボルトで固定する。設置図を図リ-他-16 (3) に示す。</p> <p>下記の設備の耐震重要度分類を第3類とする。</p> <p>○〔8039-3〕緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス)、〔8041-2〕緊急設備 手動閉止弁 (プロパンガス)</p> <p>鋼製の配管で接続し、弁及び配管一体で支持構造物等により固定する。支持構造物は第2加工棟の壁面にアンカーボルトで固定する。設置図を図リ-他-7 (3)、図リ-他-7 (4)、図リ-他-7 (5) に示す。</p>		
	津波による損傷の防止	—	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻)</p> <p>[8.1-F3]</p> <p>屋外に設置する可燃性ガス配管、自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) 及び配管で支持する緊急設備 緊急遮断弁、は、F1 竜巻に対して損傷を防止するため、F1 竜巻における標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で支持構造物により固定する。支持構造物は第2加工棟の壁面にアンカーボルトで固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素ガス配管 (安全系) <ul style="list-style-type: none"> <li>(〔2064-2〕自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む))</li> </ul> </li> <li>・〔2064-8〕可燃性ガス配管</li> <li>・〔8039〕緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・〔8039-3〕緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・〔8041〕緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)</li> <li>・〔8041-2〕緊急設備 手動閉止弁 (プロパンガス)</li> <li>・〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)</li> </ul> <p>屋外に設置する〔2064-2〕自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) については F1 竜巻における水平荷重及び浮上り荷重により損傷しないように第2加工棟壁面にアンカーボルトで固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンベ架台 (屋外)</li> </ul>  <p>床置きしている窒素ガスポンベはポンベ架台 (屋外) に固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減圧装置 (屋外)</li> </ul>  <p>(落雷)</p> <p>—</p> <p>(極低温 (凍結))</p> <p>[8.1-F2]</p> <p>屋外に設置する緊急設備 緊急遮断弁及び自動窒素ガス切替機構の減圧装置 (屋外) は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温 -7.5℃でも作動する機器を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〔8039〕緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・〔8041〕緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)</li> <li>・〔2064-2〕自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)</li> </ul> <p>減圧装置 (屋外)</p> <p>屋外に設置する緊急遮断弁 (冷却水) は、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温 -7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう保温材を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)</li> </ul>	<p>(竜巻)</p> <p>[8.1-F3]</p> <p>屋外に設置する可燃性ガス配管、自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) 及び配管で支持する緊急設備 緊急遮断弁、は、F1 竜巻に対して損傷を防止するため、F1 竜巻における標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で支持構造物により固定する。支持構造物は第2加工棟の壁面にアンカーボルトで固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素ガス配管 (安全系) <ul style="list-style-type: none"> <li>(〔2064-2〕自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む))</li> </ul> </li> <li>・〔2064-8〕可燃性ガス配管</li> <li>・〔8039〕緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・〔8039-3〕緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・〔8041〕緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)</li> <li>・〔8041-2〕緊急設備 手動閉止弁 (プロパンガス)</li> <li>・〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)</li> </ul> <p>屋外に設置する〔2064-2〕自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) については F1 竜巻における水平荷重及び浮上り荷重により損傷しないように第2加工棟壁面にアンカーボルトで固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンベ架台 (屋外)</li> </ul>  <p>床置きしている窒素ガスポンベはポンベ架台 (屋外) に固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減圧装置 (屋外)</li> </ul>  <p>(落雷)</p> <p>—</p> <p>(極低温 (凍結))</p> <p>[8.1-F2]</p> <p>屋外に設置する緊急設備 緊急遮断弁及び自動窒素ガス切替機構の減圧装置 (屋外) は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温 -7.5℃でも作動する機器を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〔8039〕緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・〔8041〕緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)</li> <li>・〔2064-2〕自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)</li> </ul> <p>減圧装置 (屋外)</p> <p>屋外に設置する緊急遮断弁 (冷却水) は、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温 -7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう保温材を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)</li> </ul>		

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		変更後		変更理由
表ハ-2P設-13-1 連続焼結炉 No. 2-1 仕様		表ハ-2P設-13-1 連続焼結炉 No. 2-1 仕様		仕様表の記載を適正化するため。 なお、本変更は引用する図面の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止 また、第2加工棟における溢水量抑制及び被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止するため、当該設備の近傍を流れる循環冷却水（連続焼結炉）配管に〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）を設け、溢水が発生した際に本緊急遮断弁を手動閉止する措置を講じる。 ○設備の員数 ・〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）：1基 系統図を図リ-他-16（1）、配置図を図リ-他-16（3）、構造図を図リ-他-7（3）に示す。	加工施設内における溢水による損傷の防止 また、第2加工棟における溢水量抑制及び被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止するため、当該設備の近傍を流れる循環冷却水（連続焼結炉）配管に〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）を設け、溢水が発生した際に本緊急遮断弁を手動閉止する措置を講じる。 ○設備の員数 ・〔8059〕緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）：1基 系統図を図リ-他-16（1）、配置図を図リ-他-16（3）、構造図を図リ-他-7（3）に示す。		
安全避難通路等	—	安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、第2-2ペレット室の〔2064〕連続焼結炉 No. 2-1 の炉内爆発により、爆風が連続焼結炉の出入口扉及び圧力逃がし機構から爆風が放出され、ウラン粉末が漏れいすることを想定した設計基準事故において、開放圧力による他の安全機能を有する施設への影響はない。また、漏れいしたウラン粉末による空間の放射線量の上昇は、他の安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、必要な安全機能を発揮できる。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 [14.3-F1] 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。圧力逃がし機構の作動圧力は炉体の耐圧強度 $\frac{1}{1.5}$ 及び想定爆発圧力 $\frac{1}{1.5}$ に対し十分低い $\frac{1}{1.5}$ 以下で作動する。安全機構を本表（別表3）に示す。 ○設備の安全機構（〔2064-7〕圧力逃がし機構） ・パネ式安全弁：2基	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、第2-2ペレット室の〔2064〕連続焼結炉 No. 2-1 の炉内爆発により、爆風が連続焼結炉の出入口扉及び圧力逃がし機構から爆風が放出され、ウラン粉末が漏れいすることを想定した設計基準事故において、開放圧力による他の安全機能を有する施設への影響はない。また、漏れいしたウラン粉末による空間の放射線量の上昇は、他の安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、必要な安全機能を発揮できる。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 [14.3-F1] 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。圧力逃がし機構の作動圧力は炉体の耐圧強度 $\frac{1}{1.5}$ 及び想定爆発圧力 $\frac{1}{1.5}$ に対し十分低い $\frac{1}{1.5}$ 以下で作動する。安全機構を本表（別表4）に示す。 ○設備の安全機構（〔2064-7〕圧力逃がし機構） ・パネ式安全弁：2基		
材料及び構造	—	材料及び構造	—	
搬送設備	—	搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] [18.2-F1] ○自動窒素ガス切替機構 アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発生し、アンモニア分解ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断し設備を安全に停止する。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表4）に示す。 ○設備の安全機構（〔2064-2〕自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）） ・アンモニア分解ガス 接点付圧力計：1基 ・窒素ガス導入弁：1基（停電時開） ・安全系 窒素ガス配管系統（耐震重要度分類第1類）：1式 ・ヒータ電源遮断器：2基（停電時遮断） ・アンモニア分解ガス装置弁：1基（停電時閉）	[18.1-F1] [18.2-F1] ○自動窒素ガス切替機構 アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発生し、アンモニア分解ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断し設備を安全に停止する。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表4）に示す。 ○設備の安全機構（〔2064-2〕自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）） ・アンモニア分解ガス 接点付圧力計：1基 ・窒素ガス導入弁：1基（停電時開） ・安全系 窒素ガス配管系統（耐震重要度分類第1類）：1式 ・ヒータ電源遮断器：2基（停電時遮断） ・アンモニア分解ガス装置弁：1基（停電時閉）		

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)

表ハ-2 P設-13-1 (別表2-4) 連続焼結炉 No.2-1 その他の機器 補強一覧

設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
失火検知機構	据付ボルト	
冷却水圧力低下検知機構	据付ボルト	
緊急遮断弁制御盤 (〔8039〕緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、〔8041〕緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス))	アンカーボルト 取付ボルト	
検知部 (〔8046〕緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス))	アンカーボルト	
検知部 (〔8047〕緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス))	据付ボルト	
可燃性ガス漏えい警報盤 (〔8046〕緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)、〔8047〕緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス))	アンカーボルト	
〔8058〕緊急設備 防水カバー	据付ボルト	

表ハ-2 P設-13-1 (別表3) 連続焼結炉 No.2-1

自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管及び窒素ガス配管架台 (屋内) 新設の項目

新設項目	関連部材	断面等及び員数
ポンベ架台	アンカーボルト	アンカーボルト
	壁面支持はり	はり
	はり	はり
減圧装置 (屋外)	アンカーボルト	アンカーボルト
	壁面支持はり	はり
	取付ボルト	取付ボルト
架台 (屋内)	アンカーボルト	アンカーボルト
	柱 (天井固定)	柱
	はり	はり
	はり	はり

変更後

表ハ-2 P設-13-1 (別表2-4) 連続焼結炉 No.2-1 その他の機器 補強一覧

設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
失火検知機構	据付ボルト	
冷却水圧力低下検知機構	据付ボルト	
緊急遮断弁制御盤 (〔8039〕緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、〔8041〕緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス))	アンカーボルト 取付ボルト	
検知部 (〔8046〕緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス))	アンカーボルト	
検知部 (〔8047〕緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス))	据付ボルト	
可燃性ガス漏えい警報盤 (〔8046〕緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)、〔8047〕緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス))	アンカーボルト	
〔8058〕緊急設備 防水カバー	据付ボルト	

表ハ-2 P設-13-1 (別表3) 連続焼結炉 No.2-1

自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管及び窒素ガス配管架台 (屋内) 新設の項目

新設項目	関連部材	断面等及び員数
ポンベ架台	アンカーボルト	アンカーボルト
	壁面支持はり	はり
	はり	はり
減圧装置 (屋外)	アンカーボルト	アンカーボルト
	壁面支持はり	はり
	取付ボルト	取付ボルト
架台 (屋内)	アンカーボルト	アンカーボルト
	柱 (天井固定)	柱
	はり	はり
	はり	はり

変更理由

構造部材の仕様を適正化するため。  
 なお、本変更は構造部材の本数の記載を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)		変更後		変更理由
追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		
技術基準に基づく仕様	<p><u>〔8011〕消火設備</u> 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止する。<u>〔8011〕自動式の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない。</u> <u>消火薬剤のガス比重は空気より重い</u>ため、消火剤噴霧口は上部に設置する。</p> <p>○設備の員数 (〔8011〕消火設備 自動式の消火設備) ・自動式の消火設備を設置する大型の制御盤：1式 (3基) <u>〔2064〕連続焼結炉No. 2-1の制御盤、動力盤、トランス盤</u></p> <p>○設備の仕様 (〔8011〕消火設備 自動式の消火設備) ・消火薬剤： <u>炭酸カリウム及び炭酸水素カリウムを主成分とするエアロゾル</u> ・動作温度：123℃ ・設置個数：17個 (消火薬剤量100g/個) <u>(制御盤：3個、動力盤：9個、トランス盤：5個)</u></p> <p><u>〔8011〕消火設備 自動式の消火設備の配置図を図リ-他-4 (第5次) に示す。</u></p> <p><u>〔8012-8〕消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。〔8012-8〕消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。</u> <u>〔8012-8〕消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リ-他-3に示す。</u></p> <p>[11.1-F2]<sup>(14)</sup> 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、〔8009〕火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、〔8009-11〕火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) を設置する。〔8009〕火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数 (〔8009〕火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) ・熱感知器 (スポット型)：280台 ・煙感知器 (スポット型)：90台 ・発信機：11台</p> <p>○設備の員数 (〔8009-11〕火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)) ・受信機 (P型受信機)：1台</p> <p>〔8009〕火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、〔8009-11〕火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5に示す。自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-1-1に示す。</p> <p>[11.3-B1] 第2加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物 (耐火構造) とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。 第2加工棟に使用する材料を別表ハ-2-1-1～別表ハ-2-1-9、<u>追第4次 別表ハ-2-1-7</u>に示す。</p>	技術基準に基づく仕様	<p><u>〔8011〕消火設備</u> 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止する。<u>〔8011〕自動式の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない。</u> <u>消火薬剤のガス比重は空気より重い</u>ため、消火剤噴霧口は上部に設置する。</p> <p>○設備の員数 (〔8011〕消火設備 自動式の消火設備) ・自動式の消火設備を設置する大型の制御盤：1式 (3基) <u>〔2064〕連続焼結炉No. 2-1の制御盤、動力盤、トランス盤</u></p> <p>○設備の仕様 (〔8011〕消火設備 自動式の消火設備) ・消火薬剤： <u>炭酸カリウム及び炭酸水素カリウムを主成分とするエアロゾル</u> ・動作温度：123℃ ・設置個数：17個 (消火薬剤量100g/個) <u>(制御盤：3個、動力盤：9個、トランス盤：5個)</u></p> <p><u>〔8011〕消火設備 自動式の消火設備の配置図を図リ-他-4 (第5次) に示す。</u></p> <p><u>〔8012-8〕消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。〔8012-8〕消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。</u> <u>〔8012-8〕消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リ-他-3に示す。</u></p> <p>[11.1-F2]<sup>(14)</sup> 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、〔8009〕火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、〔8009-11〕火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) を設置する。〔8009〕火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数 (〔8009〕火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) ・熱感知器 (スポット型)：278台 ・煙感知器 (スポット型)：94台 ・発信機：11台</p> <p>○設備の員数 (〔8009-11〕火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)) ・受信機 (P型受信機)：1台</p> <p>〔8009〕火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、〔8009-11〕火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5に示す。自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-1-1に示す。</p> <p>[11.3-B1] 第2加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物 (耐火構造) とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。 第2加工棟に使用する材料を別表ハ-2-1-1～別表ハ-2-1-9、<u>追第4次 別表ハ-2-1-7</u>に示す。</p>	<p>感知器の型式ごとの個数を適正化するため。 なお、本変更は感知器の追加及び消防法に基づく型式の変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>



変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		変更後		変更理由
追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		
技術基準に基づく仕様	<p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。使用電圧が600Vを超えるケーブルは、火災区画2P-1で使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3]<sup>(16)</sup>  <u>火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u>  <u>また、火災区域境界でない火災区画境界の壁における電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部については、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。</u>  <u>火災区域貫通部、火災区画貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41、図ハ-2P建-1-8 (第5次) に示す。</u></p> <p>[11.3-F2]  (8007-12) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ))、(8009-11) 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、(8029) 緊急設備 非常用照明、(8029-4) 緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  (8007-12) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ))、(8009-11) 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、(8029) 緊急設備 非常用照明、(8029-4) 緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p> <p>[11.5-B1]  可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、<u>[6048-5]～[6048-8] 気体廃棄設備 No.1</u>により平均6回/時以上換気を行う。  第2加工棟の第1種管理区域の容積：約<math>1.4 \times 10^4</math> (m<sup>3</sup>)  <u>[6048-5]～[6048-8] 気体廃棄設備 No.1 全体の排気能力：<math>1.3 \times 10^5</math> (m<sup>3</sup>/時)以上</u>  <u>[6048-5]～[6048-8] 気体廃棄設備 No.1 の仕様を表ト-2P設-2-1～表ト-2P設-2-4に示す。</u></p>	技術基準に基づく仕様	<p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。使用電圧が600Vを超えるケーブルは、火災区画2P-1で使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3]<sup>(16)</sup>  <u>火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブル、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u>  <u>また、火災区域境界でない火災区画境界の壁における電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部については、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。</u>  <u>火災区域貫通部、火災区画貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41、図ハ-2P建-1-8 (第5次) に示す。</u></p> <p>[11.3-F2]  (8007-12) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ))、(8009-11) 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、(8029) 緊急設備 非常用照明、(8029-4) 緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  (8007-12) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ))、(8009-11) 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、(8029) 緊急設備 非常用照明、(8029-4) 緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p> <p>[11.5-B1]  可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、<u>[6048-5]～[6048-8] 気体廃棄設備 No.1</u>により平均6回/時以上換気を行う。  第2加工棟の第1種管理区域の容積：約<math>1.4 \times 10^4</math> (m<sup>3</sup>)  <u>[6048-5]～[6048-8] 気体廃棄設備 No.1 全体の排気能力：<math>1.3 \times 10^5</math> (m<sup>3</sup>/時)以上</u>  <u>[6048-5]～[6048-8] 気体廃棄設備 No.1 の仕様を表ト-2P設-2-1～表ト-2P設-2-4に示す。</u></p>	火災区画貫通部の処置を適正化するため。 なお、本変更は貫通部の処置に用いる材料の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
火災等による損傷の防止	火災等による損傷の防止			

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)		変更後		変更理由
追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		
技術基準に基づく仕様	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に〔8065〕緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に〔8058〕緊急設備 防水カバーを設置する。</p> <p>○設備の員数 (〔8065〕緊急設備 遮水板) ・〔8065〕遮水板：1式 (第2-2混合室、第2排風機室)</p> <p>○設備の仕様 (〔8065〕緊急設備 遮水板) ----- ・材料：----- (不燃性)</p> <p>〔8065〕緊急設備 遮水板の配置を図リ-他-13 (1) (第5次)、固定詳細図を図リ-他-13 (3) (第5次) に示す。</p> <p>〔8058〕緊急設備 防水カバーの仕様を表リ-他-1 に示す。</p>	技術基準に基づく仕様	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所及び閉じ込めの機能の維持のため第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し被水し水の侵入のおそれがある箇所については、配管側に〔8065〕緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に〔8058〕緊急設備 防水カバーを設置する。</p> <p>○設備の員数 (〔8065〕緊急設備 遮水板) ・〔8065〕遮水板：1式 (第2-2混合室、第2排風機室)</p> <p>○設備の仕様 (〔8065〕緊急設備 遮水板) ----- ・材料：----- (不燃性)</p> <p>〔8065〕緊急設備 遮水板の配置を図リ-他-13 (1) (第5次)、固定詳細図を図リ-他-13 (3) (第5次) に示す。</p> <p>〔8058〕緊急設備 防水カバーの仕様を表リ-他-1 に示す。</p>	<p>溢水による損傷の防止に係る記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は溢水に対する防護対象の説明の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
安全避難通路等	<p>[13.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、容易に識別できる〔8027〕緊急設備 避難通路を設置する。〔8027〕緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。〔8027〕緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には〔8029〕緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には〔8029-4〕緊急設備 誘導灯<sup>(4)</sup>を設置する。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備) ・〔8029〕非常用照明：94 台 ・〔8029-4〕誘導灯：78 台</p> <p>〔8027〕緊急設備 避難通路、〔8029〕緊急設備 非常用照明及び〔8029-4〕緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5 に示す。</p> <p>[13.1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた〔8038-4〕緊急設備 可搬型照明を設置する。</p> <p>〔8038-4〕緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 〔8038-4〕緊急設備 可搬型照明の仕様を表リ-他-5 に示す。</p>	安全避難通路等	<p>[13.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、容易に識別できる〔8027〕緊急設備 避難通路を設置する。〔8027〕緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。〔8027〕緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には〔8029〕緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には〔8029-4〕緊急設備 誘導灯<sup>(4)</sup>を設置する。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備) ・〔8029〕非常用照明：94 台 ・〔8029-4〕誘導灯：78 台</p> <p>〔8027〕緊急設備 避難通路、〔8029〕緊急設備 非常用照明及び〔8029-4〕緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5 に示す。</p> <p>[13.1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた〔8038-4〕緊急設備 可搬型照明を設置する。</p> <p>〔8038-4〕緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 〔8038-4〕緊急設備 可搬型照明の仕様を表リ-他-5 に示す。</p>	
安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>設計基準事故①設備損傷による閉じ込め機能の不全で想定している〔2044〕粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機からウラン粉末の漏えいが発生しても、〔1002〕第2加工棟の構造、強度に影響しないことから、閉じ込めの機能を維持できる。</p> <p>設計基準事故②火災による閉じ込め機能の不全で想定している〔2050〕プレス No. 2-1 の油火災が発生しても、〔1002〕第2加工棟の構造、強度に影響しないことから、閉じ込めの機能を維持できる。</p> <p>設計基準事故③爆発による閉じ込め機能の不全で想定している〔2064〕連続焼結炉 No. 2-1 で炉内爆発が発生しても、〔1002〕第2加工棟の構造、強度に影響しないことから、閉じ込めの機能を維持できる。</p> <p>設計基準事故④排気設備停止による閉じ込め機能の不全で想定している気体廃棄設備 No. 1 の排風機が停止しても〔1002〕第2加工棟の構造、強度に影響しないことから、閉じ込めの機能を維持できる。</p>	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>設計基準事故①設備損傷による閉じ込め機能の不全で想定している〔2044〕粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機からウラン粉末の漏えいが発生しても、〔1002〕第2加工棟の構造、強度に影響しないことから、閉じ込めの機能を維持できる。</p> <p>設計基準事故②火災による閉じ込め機能の不全で想定している〔2050〕プレス No. 2-1 の油火災が発生しても、〔1002〕第2加工棟の構造、強度に影響しないことから、閉じ込めの機能を維持できる。</p> <p>設計基準事故③爆発による閉じ込め機能の不全で想定している〔2064〕連続焼結炉 No. 2-1 で炉内爆発が発生しても、〔1002〕第2加工棟の構造、強度に影響しないことから、閉じ込めの機能を維持できる。</p> <p>設計基準事故④排気設備停止による閉じ込め機能の不全で想定している気体廃棄設備 No. 1 の排風機が停止しても〔1002〕第2加工棟の構造、強度に影響しないことから、閉じ込めの機能を維持できる。</p>	

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (8/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
3階	外壁・外部扉	外壁 3-17	階段室・第2機械室とパイプシャフト (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
			図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	扉 (扉:3-i)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		外壁 3-18	第2放射線管理室と増設外壁 (A通り/8_9 <sup>(1)</sup> -8_9 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
			図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照					
外壁 3-19-①	第2フィルタ室とダクトスペース (A通り/2-3通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	扉 (扉:3-f)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし		
外壁 3-19-②	第2開発室とダクトスペース (A通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照							
4階	外壁・外部扉	外壁 4-1	ダクトスペース外壁 (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照					
		外壁 4-2	第2排風機室、階段室と屋外 (D通り/3_4 <sup>(1)</sup> -6通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照					
		外壁 4-3	第2排風機室と屋外 (6通り/A-D通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	扉 (扉:4-2)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造
		外壁 4-4	第2排風機室と屋外 (A通り/4_5 <sup>(1)</sup> -6通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	扉 (扉:4-a)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造
		外壁 4-5	第2排風機室と屋外 (A通り/3_4 <sup>(1)</sup> -4_5 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照					
外壁 4-6	ダクトスペース外壁 (A通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし		
	図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照							
外壁 4-7	第2排風機室と屋外 (2_3 <sup>(1)</sup> 通り/A-D通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし		
	図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	扉 (扉:4-1)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造		
外壁 4-8	第2排風機室とダクトスペース (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし		
	図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	扉 (扉:4-d)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし		

変更後

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (8/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
3階	外壁・外部扉	外壁 3-17	階段室・第2機械室とパイプシャフト (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
			図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	扉 (扉:3-i)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		外壁 3-18	第2放射線管理室と増設外壁 (A通り/8_9 <sup>(1)</sup> -8_9 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
			図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照					
外壁 3-19-①	第2フィルタ室とダクトスペース (A通り/2-3通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	扉 (扉:3-f)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし		
外壁 3-19-②	第2開発室とダクトスペース (A通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照							
4階	外壁・外部扉	外壁 4-1	ダクトスペース外壁 (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照					
		外壁 4-2	第2排風機室、階段室と屋外 (D通り/3_4 <sup>(1)</sup> -6通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照					
		外壁 4-3	第2排風機室と屋外 (6通り/A-D通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	扉 (扉:4-2)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造
		外壁 4-4	第2排風機室と屋外 (A通り/4_5 <sup>(1)</sup> -6通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	扉 (扉:4-a)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造
		外壁 4-5	第2排風機室と屋外 (A通り/3_4 <sup>(1)</sup> -4_5 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
			図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照					
外壁 4-6	ダクトスペース外壁 (A通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし		
	図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照							
外壁 4-7	第2排風機室と屋外 (2_3 <sup>(1)</sup> 通り/A-D通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし		
	図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	扉 (扉:4-1)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造		
外壁 4-8	第2排風機室とダクトスペース (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3通り間)	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-5	工事なし		
	図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	扉 (扉:4-d)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし		

変更理由

壁の仕様を適正化するため。  
 なお、本変更は外壁の呼び寸法の記載を実態に合わせて変更し、耐震に係る安全機能を追加するものの、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (17/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	t:厚さ	図ハ-II-2	工事なし
					コンクリート		図ハ-2-1-4-2	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし
		鉄	図ハ-2-1-4-7	工事なし				
		内壁M2-19	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-20	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-2-1-1-38	改造
				せっこうボード壁	強化せっこうボード		図ハ-2-1-3-21	
		内壁M2-21	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-22	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	コンクリートブロック造壁	鉄筋	コンクリートブロック	図ハ-II-2	工事なし
				扉 (扉:2-o)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし
							図ハ-2-1-4-7	工事なし
内壁M2-24	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
		扉 (扉:2-m)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事なし		
内壁M2-25	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
		扉 (扉:2-k)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし		
					図ハ-2-1-4-7	工事なし		
内壁M2-26	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
内壁M2-27	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
内壁M2-28	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
内壁M2-29	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		

変更後

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (17/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	t:厚さ	図ハ-II-2	工事なし
					コンクリート		図ハ-2-1-4-2	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし
		鉄	図ハ-2-1-4-7	工事なし				
		内壁M2-19	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-20	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-2-1-1-38	改造
				せっこうボード壁	強化せっこうボード		図ハ-2-1-3-21	
		内壁M2-21	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-22	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	コンクリートブロック造壁	鉄筋	コンクリートブロック	図ハ-II-2	工事なし
				扉 (扉:2-o)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし
							図ハ-2-1-4-7	工事なし
内壁M2-24	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
		扉 (扉:2-m)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事なし		
内壁M2-25	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
		扉 (扉:2-k)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし		
					図ハ-2-1-4-7	工事なし		
内壁M2-26	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
内壁M2-27	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
内壁M2-28	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		
内壁M2-29	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋	コンクリート	図ハ-II-2	工事なし		

変更理由

壁の仕様を適正化するため。  
なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (24/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-37	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-38	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁2-39	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-40	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁2-41	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-42	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁2-43	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
内壁2-44	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし		
			鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし		
内壁2-45	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし		
			鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし		
内壁2-46	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし		
			鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし		
内壁2-47	欠番							
内壁2-48	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし		
			鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし		
内壁2-49	欠番							

変更後

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (24/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-37	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-38	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁2-39	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-40	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁2-41	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-42	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁2-43	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし
					鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし
内壁2-44	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし		
			鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし		
内壁2-45	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし		
			鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし		
内壁2-46	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし		
			鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし		
内壁2-47	欠番							
内壁2-48	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t: 27	図ハ-II-3	工事なし		
			鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし		
内壁2-49	欠番							

変更理由

壁の仕様を適正化するため。  
 なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (27/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-15	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-16	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-17	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-18	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-19	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-7)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-20	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-8)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事なし 工事なし
		内壁3-21	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-9)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-22	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉: 3-c)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事なし 工事なし
		内壁3-23	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-n)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-24	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-25	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-26	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-27	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし

変更後

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (27/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-15	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-16	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-17	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-18	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-19	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-7)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-20	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-8)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事なし 工事なし
		内壁3-21	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-9)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-22	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉: 3-c)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事なし 工事なし
		内壁3-23	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉: 3-n)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし 工事なし
		内壁3-24	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-25	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-26	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-27	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし

変更理由

壁の仕様を適正化するため。  
なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (28/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-28	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-29	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋 コンクリート 扉 (扉:3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-3')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁3-32	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-33	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-34	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-35	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-p)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事 なし 工事 なし
		内壁3-36	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉:3-3)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事 なし 工事 なし
		内壁3-37①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁3-37②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-3')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁3-38	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし

変更後

追第4次 別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (28/33)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-28	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-29	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋 コンクリート 扉 (扉:3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-3')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁3-32	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-33	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-34	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-35	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-p)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事 なし 工事 なし
		内壁3-36	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉:3-3)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4	工事 なし 工事 なし
		内壁3-37①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁3-37②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-3')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-II-4 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし 工事 なし
		内壁3-38	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし

変更理由

壁の仕様を適正化するため。  
なお、本変更は内壁の呼び寸法の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)

第ハ-2表 設備・機器に係る検査の方法 (2/2)

検査の項目	検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準	
設備配置検査	据付	⑤配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する <sup>(4)</sup> 。(既設)(改造) ⑥据付状況を目視又は関係書類等により確認する <sup>(4)</sup> 。(既設)(改造)	⑤支持間隔が標準支持間隔以下であること。 ⑥設備・機器又は支持構造物を建物、設備又は架台にボルト等で固定していること。
	材料検査	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造) ②使用電圧が $\frac{\square}{\square}$ 以上のケーブルの主要な材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②使用電圧が $\frac{\square}{\square}$ 以上のケーブルが、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用していること。
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所の形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造) ②幾何学的形状制限を行う設備の配列、設備の当該箇所の形状及び寸法等を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造) ③(欠番)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ②配列、当該箇所の形状及び寸法が仕様表の添付図のとおりであること。 ③(欠番)
		④防水目的のパッキンを目視又は関係書類等により確認する。(改造) ⑤ウランを取り扱う部位に水が侵入しない構造であることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)	④使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。 ⑤金属製容器による密閉構造であること。
		①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造) ②単一ユニットの寸法及び位置を測定又は関係書類等により確認し、立体角の計算結果を確認する。(既設)(改造) ③主容器の直径、枝管の直径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①単一ユニット間の面間距離が各々 30 cm 以上であること。 ②総立体角が許容立体角以下であること。 ③主容器の直径、枝管の直径及び本数が仕様表のとおりであること。
	系統検査	①設備・機器が非常用電源系統に接続していることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①非常用電源系統に接続していること。
	作動検査	面速	①設備の囲い式フードの開口部での面速を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)
負圧		①設備の囲い式フード内の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①囲い式フード内の負圧が 9.8 Pa 以上であること。
インターロック		①信号系統図のとおり動作試験を行う。(既設)(改造)	①信号系統図のとおり動作すること。
作動		①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造) ②停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。 ②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるもの及び工事後でも検査できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 配管については、本検査の検査前条件として標準支持間隔及び支持構造物の構造・強度等の設計が完了していることを関係書類等により確認する。

変更後

第ハ-2表 設備・機器に係る検査の方法 (2/2)

検査の項目	検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準	
設備配置検査	据付	⑤配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する <sup>(4)</sup> 。(既設)(改造) ⑥据付状況を目視又は関係書類等により確認する <sup>(4)</sup> 。(既設)(改造)	⑤支持間隔が標準支持間隔以下であること。 ⑥設備・機器又は支持構造物を建物、設備又は架台にボルト等で固定していること。
	材料検査	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造) ②使用電圧が $\frac{\square}{\square}$ 以上のケーブルの主要な材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②使用電圧が $\frac{\square}{\square}$ 以上のケーブルが、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用していること。
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所の形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造) ②幾何学的形状制限を行う設備の配列、設備の当該箇所の形状及び寸法等を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造) ③(欠番)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ②配列、当該箇所の形状及び寸法が仕様表の添付図のとおりであること。 ③(欠番)
		④防水目的のパッキンを目視又は関係書類等により確認する。(改造) ⑤ウランを取り扱う部位に水が侵入しない構造であることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。 ⑤金属製容器及び閉じ込め弁による密閉構造であること。
		①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造) ②単一ユニットの寸法及び位置を測定又は関係書類等により確認し、立体角の計算結果を確認する。(既設)(改造) ③主容器の直径、枝管の直径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①単一ユニット間の面間距離が各々 30 cm 以上であること。 ②総立体角が許容立体角以下であること。 ③主容器の直径、枝管の直径及び本数が仕様表のとおりであること。
	系統検査	①設備・機器が非常用電源系統に接続していることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①非常用電源系統に接続していること。
	作動検査	面速	①設備の囲い式フードの開口部での面速を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)
負圧		①設備の囲い式フード内の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①囲い式フード内の負圧が 9.8 Pa 以上であること。
インターロック		①信号系統図のとおり動作試験を行う。(既設)(改造)	①信号系統図のとおり動作すること。
作動		①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造) ②停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。 ②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるもの及び工事後でも検査できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 配管については、本検査の検査前条件として標準支持間隔及び支持構造物の構造・強度等の設計が完了していることを関係書類等により確認する。

変更理由

検査の方法を適正化するため。  
なお、本変更は検査の方法の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



変更理由  
 検査の方法を適正化するため。  
 なお、本変更は検査の方法の追加であり、適合性評価への影響はななく、加工施設の保全上支障のない変更である。

第ハ-4-2表 建物・構築物に係る検査の方法（既設部分）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準
火災区域貫通部	電気・計装ケーブル、配管、ダクト（既設）	外観	電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。 貫通部の位置は図ハ-2 P建-1-8のとおりであること。
		配置	電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	
階間貫通部（溢水）	配管（既設）	外観	階間貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	階間貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料により閉止され、耐火シール材にて仕上げていること。 階間貫通部の位置は図ハ-2 P建-1-9のとおりであること。
		配置	階間貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

後  
 544  
 変更

第ハ-4-2表 建物・構築物に係る検査の方法（既設部分）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準
火災区域貫通部	電気・計装ケーブル（既設）	外観	電気・計装ケーブルの貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。 貫通部の位置は図ハ-2 P建-1-8のとおりであること。
		配置	電気・計装ケーブルの貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	
	配管、ダクト（既設）	外観	配管、ダクトの貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。 貫通部の位置は図ハ-2 P建-1-8のとおりであること。
		配置	配管、ダクトの貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	
階間貫通部（溢水）	配管（既設）	外観	階間貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	階間貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料により閉止され、耐火シール材にて仕上げていること。 階間貫通部の位置は図ハ-2 P建-1-9のとおりであること。
		配置	階間貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

544  
 変更前（令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可）

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		
追第4次 表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置
設備・機器名称 機器名	{3025} ペレット検査装置 No. 5 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストップ・ガイドを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	ペレット回転式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:
核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No. 2-4(5)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する (図ニ-2 P設-1 (14) (第5次))。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルト及び据付ボルトで床面に固定。 	
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設ける。	

変更後		
追第4次 表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置
設備・機器名称 機器名	{3025} ペレット検査装置 No. 5 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストップ・ガイドを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	ペレット回転式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量:
核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No. 2-4(5)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する (図ニ-2 P設-1 (14) (第5次))。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。据付ボルトで架台に固定。 	
津波による損傷の防止	架台をアンカーボルトで壁面に固定 	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設ける。	

据付に係る記載を適正化するため。  
なお、本変更は据付に係る記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)		変更後		変更理由
追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様		追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様 (続き)		
技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-B1] ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する設計。 管理区域の設定範囲を、図へ-2-1-54に示す。	閉じ込めの機能	[10.1-B1] ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する設計。 管理区域の設定範囲を、図へ-2-1-54に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.1-F1] 消火設備については、消防法に基づき[8012-2]消火設備 屋外消火栓及び[8010-5]消火設備 消火器を設置する設計。 [8012-2]消火設備 屋外消火栓 (屋外消火栓配管を含む。) についての仕様を表り-他-2に示す。 <sup>(24)</sup>  [8010-5]消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。  ○設備の員数 ([8010-5]消火設備 消火器) ・ABC粉末消火器10型:20本 ・ABC粉末消火器20型:13本 ・ABC粉末消火器50型:2本  [8010-5]消火設備 消火器の配置を図り-4-1-4に示す。  [11.1-F2] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、[8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(14)</sup> を有効に火災の発生を感知、報知することができるように設け、[8009-6]火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。[8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)の発信機は、防火対象物の各部分から歩行距離50m以下となるよう配置する。 [8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、[8009-6]火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、[8001]非常用電源設備 No.1 非常用発電機、[8003]非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計。 警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。  ○設備の員数 ([8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) ・熱感知器 (スポット型):27台 ・煙感知器 (スポット型):35台 ・発信機:11台  ○設備の員数 (火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)) ・受信機 (P型受信機):1台  [8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、[8009-6]火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)の配置を図り-4-1-3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図り-4-1-9に示す。 [8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)の発信機の配置を図り-他-15 (第5次)に示す。発信機を含む火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図り-他-12 (6) (第5次)に示す。	火災等による損傷の防止	[11.1-F1] 消火設備については、消防法に基づき[8012-2]消火設備 屋外消火栓及び[8010-5]消火設備 消火器を設置する設計。 [8012-2]消火設備 屋外消火栓 (屋外消火栓配管を含む。) についての仕様を表り-他-2に示す。 <sup>(24)</sup>  [8010-5]消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。  ○設備の員数 ([8010-5]消火設備 消火器) ・ABC粉末消火器10型:20本 ・ABC粉末消火器20型:13本 ・ABC粉末消火器50型:2本  [8010-5]消火設備 消火器の配置を図り-4-1-4に示す。  [11.1-F2] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、[8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(14)</sup> を有効に火災の発生を感知、報知することができるように設け、[8009-6]火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。[8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)の発信機は、防火対象物の各部分から歩行距離50m以下となるよう配置する。 [8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、[8009-6]火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、[8001]非常用電源設備 No.1 非常用発電機、[8003]非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計。 警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。  ○設備の員数 ([8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) ・熱感知器 (スポット型):27台 ・煙感知器 (スポット型):35台 ・発信機:12台  ○設備の員数 (火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)) ・受信機 (P型受信機):1台  [8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、[8009-6]火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)の配置を図り-4-1-3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図り-4-1-9に示す。 [8009-5]火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)の発信機の配置を図り-他-15 (第5次)に示す。発信機を含む火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図り-他-12 (6) (第5次)に示す。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		変更後		変更理由
追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様 (続き)		追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様 (続き)		
技術基準に基づく仕様	<p>○火災区画 1P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火扉)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>区画境界スラブ (天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区画 1P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)</li> <li>区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ<sup>(22)</sup>50 mm 以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40 mm 以上:1 時間)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> <li><u>特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1 時間)</u></li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区画 1P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1 時間)</li> <li><u>ガラリの閉止板 (板厚さ1.5 mm 以上:1 時間)</u></li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)</li> <li>区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1 時間)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚1.5 mm 以上:1 時間)</li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区画 1P-6 (旧前室)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉)</li> <li>北面区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>北面特定防火設備 (防火扉 KSD-2) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> </ul> </li> </ul> <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁、床には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へ-2-1-52に示す。</p>	<p>○火災区画 1P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火扉)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>区画境界スラブ (天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区画 1P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)</li> <li>区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ<sup>(22)</sup>50 mm 以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40 mm 以上:1 時間)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> <li><u>特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1 時間)</u></li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区画 1P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1 時間)</li> <li><u>ガラリの閉止板 (板厚さ1.5 mm 以上:1 時間)</u></li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)</li> <li>区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1 時間)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> <li>特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚1.5 mm 以上:1 時間)</li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区画 1P-6 (旧前室)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉)</li> <li>北面区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)</li> <li>北面特定防火設備 (防火扉 KSD-2) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1 時間)</li> </ul> </li> </ul> <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁、床には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、<u>モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。</u> 第1加工棟における貫通部を図へ-2-1-52に示す。</p>	<p>火災区画貫通部の処置を適正化するため。 なお、本変更は貫通部の処置に用いる材料の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	
	火災等による損傷の防止	火災等による損傷の防止	854	854

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)		変更後		変更理由
表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様		表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様		火災区画貫通部の処置を適正化するため。 なお、本変更は貫通部の処置に用いる材料の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
技術基準に基づく仕様	<p>[11.3-B1] 第1廃棄物貯蔵棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。 第1廃棄物貯蔵棟の材料を別表ト-W1建-1-1及び別表ト-W1建-1-3～別表ト-W1建-1-5に示す。</p> <p>[11.3-B2] 第1廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する<sup>(13)</sup>。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含むため、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。 各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災区域(W1)・火災区画 W1(I)の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間)</p> <p>○火災区域(W1)・火災区画 W1(II)の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸)、防火板及びダンパー型ガラリ 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 防火板(板厚さ1.5mm以上:1時間) ダンパー型ガラリ(板厚さ1.5mm以上:1時間)</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の火災区画を図ト-W1建-20に示す。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3] 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百二十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、<u>電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u> また、火災区域境界でない火災区画境界の壁、床における電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部については、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。 火災区域貫通部、火災区画貫通部の配置図を図ト-W1建-20(1)、図ト-W1建-20(2)に示す。</p>	技術基準に基づく仕様	<p>[11.3-B1] 第1廃棄物貯蔵棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。 第1廃棄物貯蔵棟の材料を別表ト-W1建-1-1及び別表ト-W1建-1-3～別表ト-W1建-1-5に示す。</p> <p>[11.3-B2] 第1廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する<sup>(13)</sup>。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含むため、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。 各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災区域(W1)・火災区画 W1(I)の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間)</p> <p>○火災区域(W1)・火災区画 W1(II)の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸)、防火板及びダンパー型ガラリ 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 防火板(板厚さ1.5mm以上:1時間) ダンパー型ガラリ(板厚さ1.5mm以上:1時間)</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の火災区画を図ト-W1建-20に示す。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3] 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百二十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、<u>電気・計装ケーブル、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u> また、火災区域境界でない火災区画境界の壁、床における電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部については、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。 火災区域貫通部、火災区画貫通部の配置図を図ト-W1建-20(1)、図ト-W1建-20(2)に示す。</p>	
火災等による損傷の防止	火災等による損傷の防止	1177	1177	

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)		変更後		変更理由	
表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様		表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様		変更内容の改造に関する記載を適正化するため。 なお、本変更は変更内容の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
変更内容	<p>⑧防護板の設置 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。) 周辺設備 (空気コンプレッサ) からの火炎の伝播を防止するために、防護板を追加する。</p> <p>⑨緊急遮断弁 (冷却水) の耐震補強 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。) 循環冷却水 (焼却炉) の配管系統に設置する {8059-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水) の耐震補強を行う。</p>	変更内容	<p>⑧防護板の設置 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。) 周辺設備 (空気コンプレッサ) からの火炎の伝播を防止するために、防護板を追加する。</p> <p>⑨緊急遮断弁 (冷却水) の耐震補強 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。) 循環冷却水 (焼却炉) の配管系統に設置する {8059-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水) の耐震補強を行う。</p> <p>⑩フレキシブルダクトの追加・変更 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。) 系統2 (局所排気系統) 及び系統4 (局所排気系統) のダクトと接続している設備・機器との間に設けるフレキシブルダクトについて追加、又は位置の変更を行う。</p>		
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟、屋外 (緊急遮断弁 (冷却水)) (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)	設置場所	第1廃棄物貯蔵棟、屋外 (緊急遮断弁 (冷却水)) (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)		
員数	1式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)	員数	1式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)		
一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。	型式		各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。	主要な構造材		各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。	寸法 (単位: mm)		各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。
	その他の構成機器	制御盤、各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) 安全機構及びインターロックの機器を本表 (別表3) に示す。	その他の構成機器		制御盤、各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) 安全機構及びインターロックの機器を本表 (別表3) に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。	その他の性能		各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。
核燃料物質の状態	—	核燃料物質の状態	—		
核燃料物質の臨界防止	—	核燃料物質の臨界防止	—		
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 下記設備は {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 {6057} No.5 フィルタユニット {6059} No.3 フィルタユニット {6060} No.4 フィルタユニット 当該架台は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の土間コンクリートに設置し、壁に固定する。</p> <p>下記設備は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置し、第1廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。 {6058} No.8 フィルタユニット</p> <p>上記以外の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。</p>	<p>[5.1-F1] 下記設備は {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 {6057} No.5 フィルタユニット {6059} No.3 フィルタユニット {6060} No.4 フィルタユニット 当該架台は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の土間コンクリートに設置し、壁に固定する。</p> <p>下記設備は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置し、第1廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。 {6058} No.8 フィルタユニット</p> <p>上記以外の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。</p>		
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第2類: ・排風機室側のフィルタユニット (No.1 フィルタユニット、No.2 フィルタユニット、No.5 フィルタユニット、No.8 フィルタユニット) から排風機までの区間のダクト、並びに閉じ込め弁及び閉じ込めダンパー ・保護すべき第2類の設備・機器及び避難経路に影響を与える区間のダクト (本設備では該当区間なし) 耐震重要度分類 第3類: 上記以外の区間のダクト及びフィルタユニット (設備排気用)</p> <p>{6063}ダクト、{6064}ダクト、{6065}ダクト、{6066}ダクト、{6079}ダクト、{6061}No.6 フィルタユニット、{6062}No.7 フィルタユニット、{6067}閉じ込め弁、{6068}閉じ込め弁、{6069}閉じ込め弁、{6070}閉じ込め弁、{6071}閉じ込め弁、{6071-2}閉じ込め弁、{6071-3}閉じ込め弁、{6071-4}閉じ込め弁、{6072}閉じ込めダンパー、{6073}閉じ込めダンパー、{6074}閉じ込めダンパー、{6075}閉じ込めダンパー、{6076}閉じ込めダンパー、{6076-2}閉じ込めダンパー、{6076-3}閉じ込めダンパー、{6076-4}閉じ込めダンパー</p>	<p>[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第2類: ・排風機室側のフィルタユニット (No.1 フィルタユニット、No.2 フィルタユニット、No.5 フィルタユニット、No.8 フィルタユニット) から排風機までの区間のダクト、並びに閉じ込め弁及び閉じ込めダンパー ・保護すべき第2類の設備・機器及び避難経路に影響を与える区間のダクト (本設備では該当区間なし) 耐震重要度分類 第3類: 上記以外の区間のダクト及びフィルタユニット (設備排気用)</p> <p>{6063}ダクト、{6064}ダクト、{6065}ダクト、{6066}ダクト、{6079}ダクト、{6061}No.6 フィルタユニット、{6062}No.7 フィルタユニット、{6067}閉じ込め弁、{6068}閉じ込め弁、{6069}閉じ込め弁、{6070}閉じ込め弁、{6071}閉じ込め弁、{6071-2}閉じ込め弁、{6071-3}閉じ込め弁、{6071-4}閉じ込め弁、{6072}閉じ込めダンパー、{6073}閉じ込めダンパー、{6074}閉じ込めダンパー、{6075}閉じ込めダンパー、{6076}閉じ込めダンパー、{6076-2}閉じ込めダンパー、{6076-3}閉じ込めダンパー、{6076-4}閉じ込めダンパー</p>		
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	地震による損傷の防止		

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)					変更後					変更理由
表ト-W1設-2-1 (別表2) 気体廃棄設備 No.2 の改造の仕様					表ト-W1設-2-1 (別表2) 気体廃棄設備 No.2 の改造の仕様					
改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図	改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図	
①ダクトの改造	{6063}ダクト {6064}ダクト {6065}ダクト {6079}ダクト	(ダクト) 鋼	1式	図ト-W1設-2-1	①ダクトの改造	{6063}ダクト {6064}ダクト {6065}ダクト {6079}ダクト	(ダクト) 鋼	1式	図ト-W1設-2-1	
②ダクト支持構造物の改造	{6063}ダクト {6064}ダクト {6065}ダクト {6066}ダクト {6079}ダクト	(支持構造物) (据付ボルト) (アンカーボルト)	1式	—	②ダクト支持構造物の改造	{6063}ダクト {6064}ダクト {6065}ダクト {6066}ダクト {6079}ダクト	(支持構造物) (据付ボルト) (アンカーボルト)	1式	—	
③金属製カバーの設置	{6061}No.6 フィルタユニット {6062}No.7 フィルタユニット	(金属製カバー) 金属製	2台	図ト-W1設-2-5	③金属製カバーの設置	{6061}No.6 フィルタユニット {6062}No.7 フィルタユニット	(金属製カバー) 金属製	2台	図ト-W1設-2-5	
④フィルタユニットの耐震補強	{6058}No.8 フィルタユニット	(はり) (接合ボルト) JIS B 1051 (新設アンカーボルト) (既設アンカーボルトナット (撤去)) アンカーボルトナット	1式	図ト-W1設-2-2 (11)	④フィルタユニットの耐震補強	{6058}No.8 フィルタユニット	(はり) (接合ボルト) JIS B 1051 (新設アンカーボルト) (既設アンカーボルトナット (撤去)) アンカーボルトナット	1式	図ト-W1設-2-2 (11)	
⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6072}閉じ込めダンパー {6073}閉じ込めダンパー	—	1式	図ト-W1設-2-4 (8)	⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6072}閉じ込めダンパー {6073}閉じ込めダンパー	—	1式	図ト-W1設-2-4 (8)	
⑥閉じ込めダンパーの追加	{6076}閉じ込めダンパー	(ダンパー本体) 金属製 (コントロールモータ) ポリカーボネート製	1台	図ト-W1設-2-1 (5)	⑥閉じ込めダンパーの追加	{6076}閉じ込めダンパー	(ダンパー本体) 金属製 (コントロールモータ) ポリカーボネート製	1台	図ト-W1設-2-1 (5)	
⑦差圧計の改造	{6080}差圧計	(制御盤筐体) 金属製 (アンカーボルト) 鋼	1台	図ト-W1設-2-3	⑦差圧計の改造	{6080}差圧計	(制御盤筐体) 金属製 (アンカーボルト) 鋼	1台	図ト-W1設-2-3	
⑧防護板の設置	{8062-2}緊急設備 防護板	(防護板) 金属製 (アンカーボルト)	1台	図ト-W1設-2-2 (2)	⑧防護板の設置	{8062-2}緊急設備 防護板	(防護板) 金属製 (アンカーボルト)	1台	図ト-W1設-2-2 (2)	
⑨緊急遮断弁 (冷却水) の設置	{8059-2}緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)	(緊急遮断弁) 金属製 (支持構造物) (アンカーボルト) 鋼	2基	図リ-他-16 (4)	⑨緊急遮断弁 (冷却水) の設置	{8059-2}緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)	(緊急遮断弁) 金属製 (支持構造物) (アンカーボルト) 鋼	2基	図リ-他-16 (4)	
以上の強度を有する材料					⑩フレキシブルダクトの追加・変更					フレキシブルダクトの改造の仕様を適正化するため。 なお、本変更は改造の仕様の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
					{6064}ダクト {6066}ダクト (フレキシブルダクト) 金属製、ガラスクロス (難燃性)					
以上の強度を有する材料					以上の強度を有する材料					



変更前 (令和4年1月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		変更後		変更理由	
表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様		表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様		地盤に対する仕様を適正化するため。 なお、本変更は配管の固定に係る記載を明確化するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称		
	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 湿式除染機		原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 湿式除染機		
設備・機器名称 機器名	{6145} 湿式除染機 湿式除染部	設備・機器名称 機器名	{6145} 湿式除染機 湿式除染部		
変更内容	改造 (耐震補強のため、配管の支持構造物の位置・構造を変更する。)	変更内容	改造 (耐震補強のため、配管の支持構造物の位置・構造を変更する。)		
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室		
員数	1 台	員数	1 台		
一般仕様	型式	超音波洗浄槽式	型式		超音波洗浄槽式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	主要な構造材		本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [ ]	寸法 (単位: mm)		概略寸法: [ ]
	その他の構成機器	配管、ポンプ	その他の構成機器		配管、ポンプ
	その他の性能	保有水量: [ ]	その他の性能		保有水量: [ ]
	核燃料物質の状態	固体廃棄物、液体廃棄物	核燃料物質の状態		固体廃棄物、液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—	核燃料物質の臨界防止		—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。	[5.1-F1] ・設備本体 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。 ・配管 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。		
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ・設備本体 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 ・配管 耐震重要度分類を第 3 類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。	[6.1-F1] ・設備本体 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 ・配管 耐震重要度分類を第 3 類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。		
	津波による損傷の防止	—	津波による損傷の防止		—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	外部からの衝撃による損傷の防止		—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	加工施設への人の不法な侵入等の防止		—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、(8056) 緊急設備 漏水検知器を設置する。 (8056) 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他-1 に示す。  また、建物の壁、(8064-2) 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、(8056) 緊急設備 漏水検知器を設置する。 (8056) 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他-1 に示す。  また、建物の壁、(8064-2) 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。		
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。		



変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		変更後		変更理由
表ト-W1設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様		表ト-W1設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 湿式除染機	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 湿式除染機	<p>地盤に対する仕様を適正化するため。 なお、本変更は配管の固定に係る記載を明確化するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
設備・機器名称 機器名	(6146) 湿式除染機 水洗除染タンク	(6146) 湿式除染機 水洗除染タンク	(6146) 湿式除染機 水洗除染タンク	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災対策のため、タンク蓋を不燃性又は難燃性材料に変更する。</li> <li>・耐震補強のため、配管の一部経路の変更及び配管の支持構造物の位置・構造を変更する。</li> </ul>	改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災対策のため、タンク蓋を不燃性又は難燃性材料に変更する。</li> <li>・耐震補強のため、配管の一部経路の変更及び配管の支持構造物の位置・構造を変更する。</li> </ul>	改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災対策のため、タンク蓋を不燃性又は難燃性材料に変更する。</li> <li>・耐震補強のため、配管の一部経路の変更及び配管の支持構造物の位置・構造を変更する。</li> </ul>	
設置場所	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	1 台	1 台	
一般仕様	型式	フード付水槽型	フード付水槽型	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 ;	概略寸法 ;	
	その他の構成機器	配管、タンク、液面高検知器、ポンプ	配管、タンク、液面高検知器、ポンプ	
	その他の性能	保有水量 ;	保有水量 ;	
核燃料物質の状態	固体廃棄物、液体廃棄物	固体廃棄物、液体廃棄物	固体廃棄物、液体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—	—	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。	[5.1-F1] ・設備本体 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。 ・配管 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ・設備本体 耐震重要度分類を第3類とする。耐震重要度分類が上位である耐震重要度分類 第2類の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 ・配管 耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。	[6.1-F1] ・設備本体 耐震重要度分類を第3類とする。耐震重要度分類が上位である耐震重要度分類 第2類の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 ・配管 耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。	
	津波による損傷の防止	—	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	—	
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、(8056) 緊急設備 漏水検知器を設置する。 (8056) 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁、(8064-2) 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、(8056) 緊急設備 漏水検知器を設置する。 (8056) 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁、(8064-2) 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	

変更理由  
 検査の方法を適正化する  
 ため。  
 なお、本変更は電気・計  
 装ケーブルに関する検  
 査の方法の追加であ  
 り、適合性評価への影  
 響はなく、加工施設の  
 保全上支障のない変更  
 である。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/3) (a. 第1廃棄物貯蔵棟 (既設部分))

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
開口部	建具共通 (扉、シャッタ、ガラリ、防火板)	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	建具の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建具の配置が図ト-W1建-1~図ト-W1建-4のとおりであること。
	防火戸	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令百十二条 (関連告示を含む) に定めるとおり、0.5 mm 以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に貼ったもの、又は1.5 mm 以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
		外観	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
	防火板	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が図ト-W1建-10のとおりであること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉 (PAT 仕様) であることを目視又は関係書類等に確認する。	扉が別表ト-W1建-1-5のとおりエアタイト扉 (PAT 仕様) であること。
開口部	寸法	材料	扉の材料を目視又は関係書類等により確認する。	図ト-W1建-22 (1) のとおり鋼製扉であること。
		配置	階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	階段開口部が 0.03 m <sup>2</sup> 以上の流路断面積であること。
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
		配置	梯子の配置を目視又は関係書類等により確認する。	梯子の配置が図ト-W1建-14のとおりであること。
床面貫通部 (溢水)	外観	材料	床面貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタル、その他の不燃材料により閉止され、耐火シール材にて仕上げていること。
		配置	床面貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-21のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		寸法	堰の寸法 (高さ) を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ト-W1建-21のとおりであること。
地下貯蔵ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯蔵ピットの配置が図ト-W1建-22 (4) のとおりであること。
		外観	地下貯蔵ピット壁 (床面から高さ2 m まで) 及び床の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。
火災区域境界、火災区画境界貫通部	電気・計装ケーブル、配管、ダクト	外観	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-20(1)、図ト-W1建-20 (2) のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
 (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/3) (a. 第1廃棄物貯蔵棟 (既設部分))

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
開口部	建具共通 (扉、シャッタ、ガラリ、防火板)	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	建具の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建具の配置が図ト-W1建-1~図ト-W1建-4のとおりであること。
	防火戸	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令百十二条 (関連告示を含む) に定めるとおり、0.5 mm 以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に貼ったもの、又は1.5 mm 以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
		外観	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
	防火板	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が図ト-W1建-10のとおりであること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉 (PAT 仕様) であることを目視又は関係書類等に確認する。	扉が別表ト-W1建-1-5のとおりエアタイト扉 (PAT 仕様) であること。
開口部	寸法	材料	扉の材料を目視又は関係書類等により確認する。	図ト-W1建-22 (1) のとおり鋼製扉であること。
		配置	階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	階段開口部が 0.03 m <sup>2</sup> 以上の流路断面積であること。
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
		配置	梯子の配置を目視又は関係書類等により確認する。	梯子の配置が図ト-W1建-14のとおりであること。
床面貫通部 (溢水)	外観	材料	床面貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタル、その他の不燃材料により閉止され、耐火シール材にて仕上げていること。
		配置	床面貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-21のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		寸法	堰の寸法 (高さ) を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ト-W1建-21のとおりであること。
地下貯蔵ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯蔵ピットの配置が図ト-W1建-22 (4) のとおりであること。
		外観	地下貯蔵ピット壁 (床面から高さ2 m まで) 及び床の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。
火災区域境界、火災区画境界貫通部	電気・計装ケーブル	外観	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-20(1)、図ト-W1建-20 (2) のとおりであること。
	配管、ダクト	外観	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-20(1)、図ト-W1建-20 (2) のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
 (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)

6181

6181

変更後

変更理由  
試験及び検査の項目を適正化するため。なお、本変更は変更内容の記載の変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査					第2号検査							
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力		
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(4)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(4)</sup> ③ <sup>(4)</sup>	
			気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(4)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(4)</sup> ③ <sup>(4)</sup>	
			気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(4)</sup>	—	—	① <sup>(4)</sup>	—	② <sup>(4)</sup> ③ <sup>(4)</sup>	
		—	—	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V	差圧計	改造	①⑦	①	①	①	①	① <sup>(4)</sup>	—	—	① <sup>(4)</sup>	①	② <sup>(4)</sup> ③ <sup>(4)</sup>
		—	—	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)	—	改造	⑧	—	—	—	—	①	—	—	①	—	②③
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	排風機 (303-F)	変更なし	①⑦⑧	①	①	①	①	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	① <sup>(5)</sup>	①	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	排風機 (306-F)	変更なし	①⑦⑧	①	①	①	①	①	① <sup>(5)</sup> ②	—	—	① <sup>(5)</sup>	①	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-403)	変更なし	①⑧	①	①	①	①	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup> ④
			気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-406)	改造	①⑧	①	①	①	①	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup> ④
		系統VI	—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	改造	①	①	①	④	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup> ④
		系統III	—	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			—	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			—	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	① <sup>(5)</sup>	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
		系統VI	—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	① <sup>(5)</sup>	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
		第2排風機室	—	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	給気ユニット (202AC)	変更なし	①⑦⑧	①	①	④	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	① <sup>(5)</sup>	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査					第2号検査							
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力		
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(4)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(4)</sup> ③ <sup>(4)</sup>	
			気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(4)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(4)</sup> ③ <sup>(4)</sup>	
			気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(4)</sup>	—	—	① <sup>(4)</sup>	—	② <sup>(4)</sup> ③ <sup>(4)</sup>	
		—	—	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V	差圧計	改造	①⑦	①	①	①	①	① <sup>(4)</sup>	—	—	① <sup>(4)</sup>	①	② <sup>(4)</sup> ③ <sup>(4)</sup>
		—	—	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)	—	改造	⑧	—	—	—	—	①	—	—	①	—	②③
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	排風機 (303-F)	変更なし	①⑦⑧	①	①	①	①	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	① <sup>(5)</sup>	①	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	排風機 (306-F)	変更なし	①⑦⑧	①	①	①	①	①	① <sup>(5)</sup> ②	—	—	① <sup>(5)</sup>	①	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-403)	変更なし	①⑧	①	①	①	①	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup> ④
			気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-406)	改造	①⑧	①	①	①	①	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup> ④
		系統VI	—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	改造	①	①	①	④	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup> ④
		系統III	—	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			—	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			—	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	① <sup>(5)</sup>	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
		系統VI	—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込め弁	改造	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
			—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	① <sup>(5)</sup>	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>
		第2排風機室	—	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	給気ユニット (202AC)	変更なし	①⑦⑧	①	①	④	①	① <sup>(5)</sup>	—	—	① <sup>(5)</sup>	—	② <sup>(5)</sup> ③ <sup>(5)</sup>

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)

変更後 1826

変更理由  
試験及び検査の項目を  
適正化するため。  
なお、本変更は変更内  
容の記載の変更であ  
り、適合性評価への影  
響はなく、加工施設の  
保全上支障のない変更  
である。

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（7/9）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査					
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1 廃棄物 貯蔵棟	系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部 屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統1 (部 屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統1 (部 屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
		系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局 所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統2 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統2 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
		系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局 所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
		系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局 所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
	給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気ファン	変更なし	①⑦	①	①	④	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（7/9）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査					
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1 廃棄物 貯蔵棟	系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部 屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統1 (部 屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統1 (部 屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
		系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局 所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統2 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統2 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
		系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局 所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
		系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局 所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>
	給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気ファン	変更なし	①⑦	①	①	④	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系 統2 系統3 系統4 (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	—	①	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	① <sup>(8)</sup>	—	—	① <sup>(8)</sup>	—	② <sup>(8)</sup> ③ <sup>(8)</sup>	

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)						変更後						変更理由
表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応 <sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容						表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応 <sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容						変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	放射線監視盤	{7013} 放射線監視盤 (ダストモニタ) —	ダストモニタ 放射線監視盤	1 式	変更なし	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	放射線監視盤	{7013} 放射線監視盤 (ダストモニタ) —	ダストモニタ 放射線監視盤	1 式	変更なし	
第2 加工棟 第2 粉末受入室、第2 ペレット保管室、第2-1 混合室、第2-1 ペレット室、第2-1 燃料棒加工室、第2-2 混合室、第2-2 ペレット室、第2-2 燃料棒加工室、第2 分析室、第2 開発室、第2 燃料棒保管室、第2-1 組立室、第2 集合体保管室、第2-1 燃料棒検査室、第2 輸送容器保管室、第2 梱包室	ガンマ線エリアモニタ	{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	γ線エリアモニタ 検出器	1 式	変更なし	第2 加工棟 第2 粉末受入室、第2 ペレット保管室、第2-1 混合室、第2-1 ペレット室、第2-1 燃料棒加工室、第2-2 混合室、第2-2 ペレット室、第2-2 燃料棒加工室、第2 分析室、第2 開発室、第2 燃料棒保管室、第2-1 組立室、第2 集合体保管室、第2-1 燃料棒検査室、第2 輸送容器保管室、第2 梱包室	ガンマ線エリアモニタ	{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	γ線エリアモニタ 検出器	1 式	変更なし	
第2 加工棟 第2 出入管理室	放射線監視盤	{7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	γ線エリアモニタ 放射線監視盤 (γ線エリアモニタ)	1 式	変更なし	第2 加工棟 第2 出入管理室	放射線監視盤	{7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	γ線エリアモニタ 放射線監視盤 (γ線エリアモニタ)	1 式	変更なし	
第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟	流し	{7014} 流し —	—	1 式	変更なし	第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟	流し	{7014} 流し —	—	1 式	変更なし	
第1 加工棟 第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	{7016} 低バックグラウンドカウンタ —	試料測定用設備 低バックグラウンドカウンタ	1 式	変更なし	第1 加工棟 第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	{7016} 低バックグラウンドカウンタ —	試料測定用設備 低バックグラウンドカウンタ	1 式	変更なし	
屋外	気象観測装置	{7033} 気象観測装置 —	—	1 式	変更なし	屋外	気象観測装置	{7033} 気象観測装置 —	—	1 式	変更なし	
第1 加工棟 第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤	{7037} 警報集中表示盤	非常用通報設備 警報集中表示盤	1 式	変更なし	第1 加工棟 第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤	{7037} 警報集中表示盤	非常用通報設備 警報集中表示盤	1 式	変更なし	
第1 加工棟 第1-1 輸送物保管室、第1-1 輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器 <sup>*3</sup>	γ線エリアモニタ 検出器	1 式 (2 台)	移設	第1 加工棟 第1-1 輸送物保管室、第1-1 輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器 <sup>*3</sup>	γ線エリアモニタ 検出器	1 式 (2 台)	移設	
屋外	モニタリングポスト	{7026} モニタリングポスト No. 1 <sup>*4</sup> —	—	1 式 (1 台)	改造	屋外	モニタリングポスト	{7026} モニタリングポスト No. 1 <sup>*4</sup> —	—	1 式 (1 台)	改造	

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)						変更後						変更理由
表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応 <sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容						表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応 <sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容						変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
屋外	モニタリングポスト	{7027} モニタリングポスト No. 2 <sup>*4</sup> —	—	1式 (1台)	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。	屋外	モニタリングポスト	{7027} モニタリングポスト No. 2 <sup>*4</sup> —	—	1式 (1台)	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。	
第2加工棟 第2出入管理室	モニタリングポスト	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) <sup>*4</sup> —	—	1式 (1台)	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。	第2加工棟 第2出入管理室	モニタリングポスト	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) <sup>*4</sup> —	—	1式 (1台)	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。	
<p>(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。</p> <p>(2) ※の注釈は以下を示す。※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、本申請で、n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を確認する。</p>						<p>(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。</p> <p>(2) ※の注釈は以下を示す。※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、本申請で、n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を確認する。</p>						
1843						1843						

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		変更後		変更理由	
追第4次 表チ-2-1 モニタリングポスト No.1 仕様		追第4次 表チ-2-1 モニタリングポスト No.1 仕様		変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称		
設備・機器名称 機器名	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト	設備・機器名称 機器名	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト		
変更内容	{7026} モニタリングポスト No. 1 —	変更内容	{7026} モニタリングポスト No. 1 —		
設置場所	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	設置場所	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。)		
員数	屋外	員数	屋外		
一般仕様	型式	1 台	型式		1 台
	主要な構造材	シンチレーション式	主要な構造材		シンチレーション式
	寸法 (単位: mm)	本表 (別表 1) に示す。	寸法 (単位: mm)		本表 (別表 1) に示す。
	その他の構成機器	概略寸法: (本体) [ ] (基礎) [ ]	その他の構成機器		概略寸法: (本体) [ ] (基礎) [ ]
	その他の性能	無線アンテナ	その他の性能		無線アンテナ
	核燃料物質の状態	測定範囲 [ ] $\mu$ Sv/h	核燃料物質の状態		測定範囲 [ ] $\mu$ Sv/h
核燃料物質の臨界防止	—	核燃料物質の臨界防止	—		
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	—	安全機能を有する施設の地盤	—	
	地震による損傷の防止	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表 2)	地震による損傷の防止	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表 2)	
津波による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第 2 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表 1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第 2 類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 3) に示す。 ○本体 (架台) [ ] ○無線アンテナ [ ]	津波による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第 2 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表 1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第 2 類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 3) に示す。 ○本体 (架台) [ ] ○無線アンテナ [ ]		

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		変更後		変更理由	
追第4次 表チ-3-1 モニタリングポスト No.2 仕様		追第4次 表チ-3-1 モニタリングポスト No.2 仕様		変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称		
設備・機器名称 機器名	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト	設備・機器名称 機器名	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト		
変更内容	{7027} モニタリングポスト No. 2 —	変更内容	{7027} モニタリングポスト No. 2 —		
設置場所	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	設置場所	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。)		
員数	屋外	員数	屋外		
一般仕様	型式	1 台	型式		1 台
	主要な構造材	シンチレーション式	主要な構造材		シンチレーション式
	寸法 (単位: mm)	本表 (別表 1) に示す。	寸法 (単位: mm)		本表 (別表 1) に示す。
	その他の構成機器	概略寸法: (本体) [ ] (基礎) [ ]	その他の構成機器		概略寸法: (本体) [ ] (基礎) [ ]
	その他の性能	無線アンテナ	その他の性能		無線アンテナ
	核燃料物質の状態	測定範囲 [ ] $\mu$ Sv/h	核燃料物質の状態		測定範囲 [ ] $\mu$ Sv/h
核燃料物質の臨界防止	—	核燃料物質の臨界防止	—		
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。  ・基礎構造 直接基礎 (別表 2)	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。  ・基礎構造 直接基礎 (別表 2)
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第 2 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表 1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第 2 類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 3) に示す。 ○本体 (架台) [ ] ○無線アンテナ [ ]	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第 2 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表 1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第 2 類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 3) に示す。 ○本体 (架台) [ ] ○無線アンテナ [ ]	
津波による損傷の防止	—	津波による損傷の防止	—		



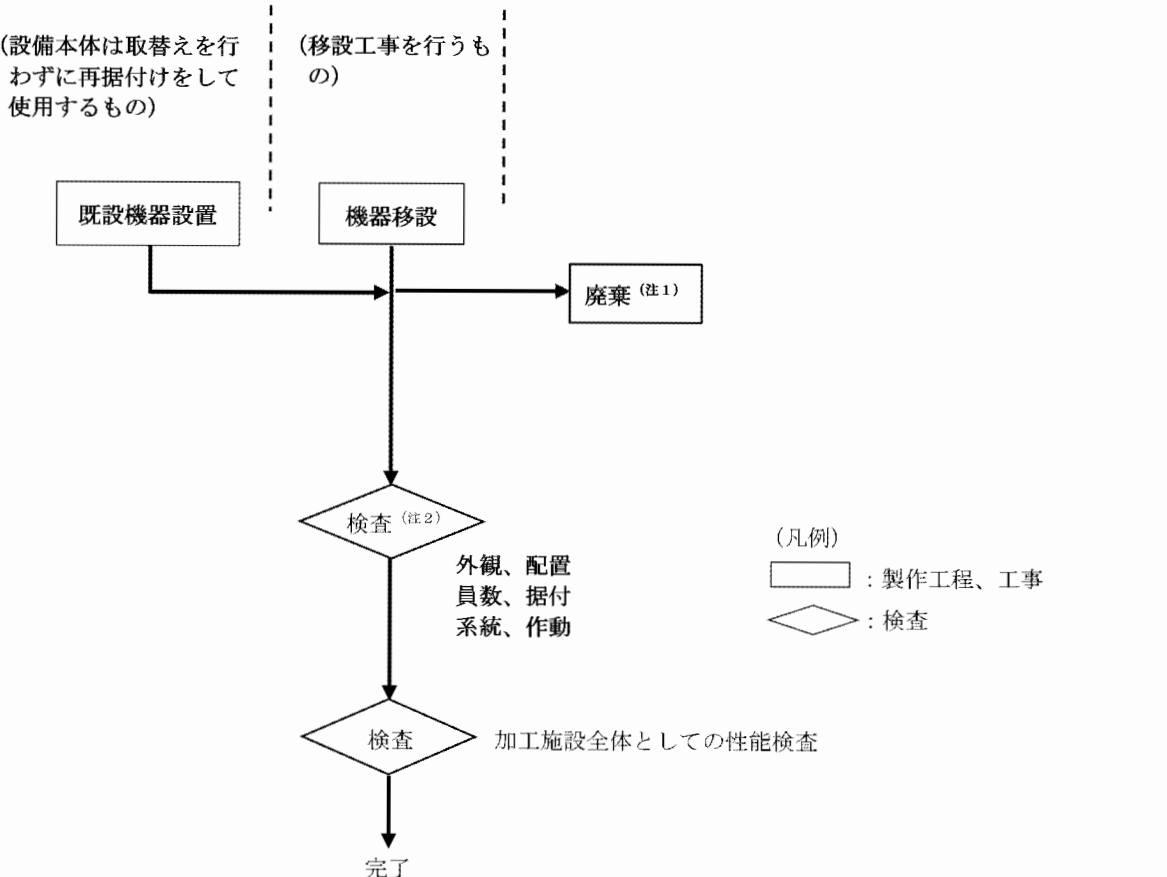
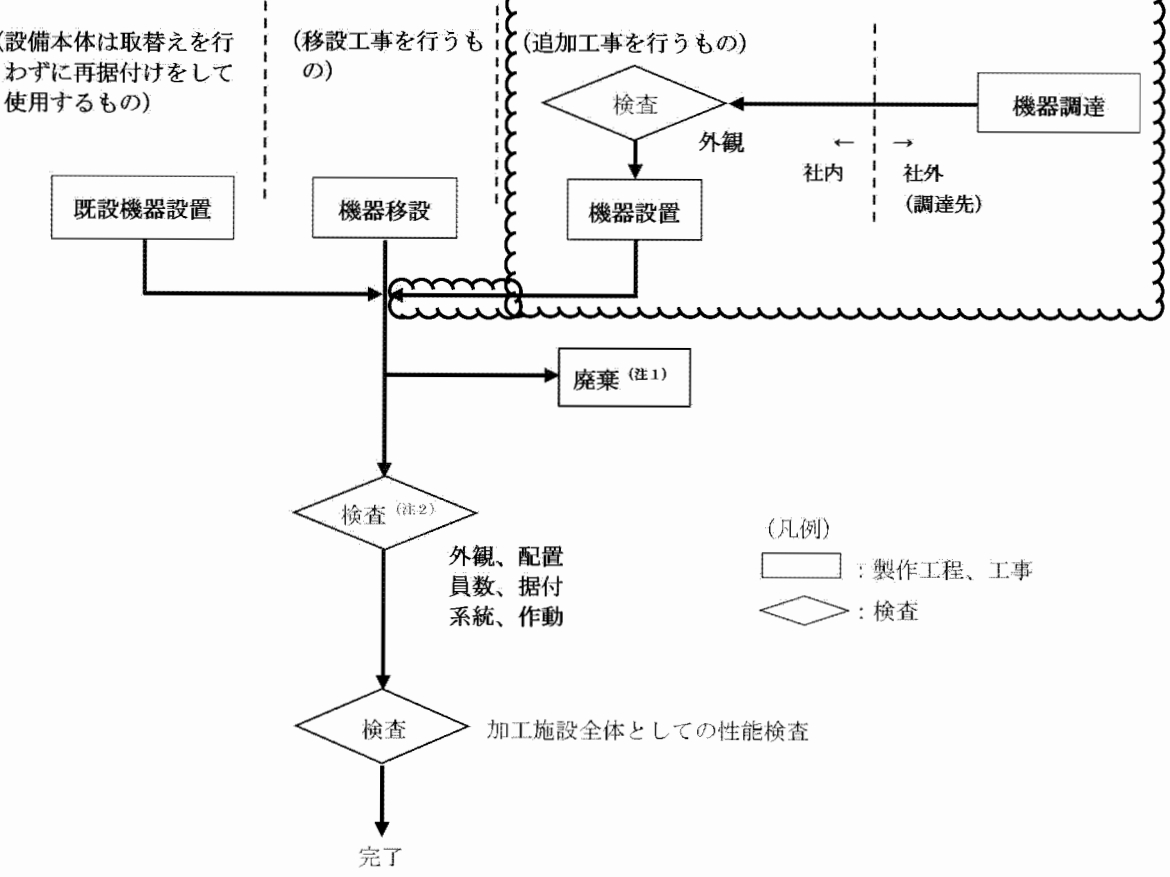
変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)		変更後		変更理由
追第4次 表チ-4-1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 仕様		追第4次 表チ-4-1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 仕様		変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は設工認対象外の工事の計画に係る記載の削除であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	許可番号 (日付) 施設名称	許可番号 (日付) 施設名称	
設備・機器名称 機器名	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト	
変更内容	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト)	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト)	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト)	
設置場所	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。)	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置する。)	
員数	第2加工棟 第2出入管理室	第2加工棟 第2出入管理室	第2加工棟 第2出入管理室	
一般仕様	型式	1台	1台	
	主要な構造材	—	—	
	寸法 (単位: mm)	本表 (別表 1) に示す。	本表 (別表 1) に示す。	
	その他の構成機器	概略寸法	概略寸法	
	その他の性能	受信器 (第2加工棟の外壁に設置)	受信器 (第2加工棟の外壁に設置)	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—	—	
	核燃料物質の臨界防止	—	—	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床又は壁に固定する。	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床又は壁に固定する。	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とし、第2加工棟の床又は壁に固定する。強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 2) に示す。 ○本体 (架台) ○受信器	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とし、第2加工棟の床又は壁に固定する。強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 2) に示す。 ○本体 (架台) ○受信器	
	津波による損傷の防止	—	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) — (落雷) — (極低温 (凍結)) — (火山活動 (降下火砕物)) — (積雪) — (生物学的事象) — (外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) — (電磁的障害) — (交通事故 (自動車)) —	(竜巻) — (落雷) — (極低温 (凍結)) — (火山活動 (降下火砕物)) — (積雪) — (生物学的事象) — (外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) — (電磁的障害) — (交通事故 (自動車)) —	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	—	
	閉じ込めの機能	—	—	
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。	

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)						変更後						変更理由
表リ-1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応 <sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)						表リ-1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応 <sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)						変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は変更内容の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
<設備・機器>						<設備・機器>						
第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	—	1式	改造 全数取替え	第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	—	1式	改造 全数取替え	
第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	—	1式	改造 一部移設、残り再据付け	第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	—	1式	改造 一部移設、残り再据付け	
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	自動火災報知設備 検出器	1式	改造 再据付け	第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	自動火災報知設備 検出器	1式	改造 再据付け、追加	
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	自動火災報知設備 火災受信器盤	1式	改造 再据付け	第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	自動火災報知設備 火災受信器盤	1式	改造 再据付け	
第1廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-2} 消火設備 消火器	—	1式	改造 一部移設	第1廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-2} 消火設備 消火器	—	1式	改造 一部移設	
第1廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	第1廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造 全数取替え	第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造 全数取替え	
第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造 一部移設、残り再据付け	第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造 一部移設、残り再据付け	
第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	非常通報設備 放送用スピーカ	1式	改造 全数取替え	第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	非常通報設備 放送用スピーカ	1式	改造 全数取替え	
第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	自動火災警報設備 感知器	1式	改造 再据付け	第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	自動火災警報設備 感知器	1式	改造 再据付け	
第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	自動火災警報設備 火災受信器盤	1式	改造 再据付け	第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	自動火災警報設備 火災受信器盤	1式	改造 再据付け	
第3廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-3} 消火設備 消火器	—	1式	変更なし	第3廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-3} 消火設備 消火器	—	1式	変更なし	
第3廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	第3廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造 全数取替え	第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造 全数取替え	
第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造 再据付け	第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造 再据付け	

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)			変更後			変更理由
表リ一他一2 (別表1) 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 材料一覧			表リ一他一2 (別表1) 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 材料一覧			
設備・機器名	部位名	材料	設備・機器名	部位名	材料	
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼	強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼	
ウランを取り扱う部位	—	—	ウランを取り扱う部位	—	—	
その他	消火栓ポンプ 消防用ホース箱 アンカーボルト 配管 ボルト等 <sup>*3</sup>	金属製 金属製 鋼 鋼 鋼又はステンレス鋼	その他	消火栓ポンプ 消防用ホース箱 アンカーボルト 配管 ボルト等 <sup>*3</sup>	金属製 金属製 鋼 鋼 鋼又はステンレス鋼	
<sup>*1</sup> 以上の強度を有する材料。 <sup>*2</sup> を含める。 <sup>*3</sup> アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト			<sup>*1</sup> 以上の強度を有する材料。 <sup>*2</sup> を含める。 <sup>*3</sup> アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト			配管の材質の記載を適正化するため。 なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
2051			2051			

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)							変更後							変更理由
追第3次 表リ-4-1 (1/2) 非常用設備 <sup>(6)</sup>							追第3次 表リ-4-1 (1/2) 非常用設備 <sup>(6)</sup>							発信機の員数を適正化するため。 なお、本変更は発信機の員数の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に基づく仕様	員数	変更内容	添付図	設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に基づく仕様	員数	変更内容	添付図	
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式 (15台)	改造 (全数取替え)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6	第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式 (15台)	改造 (全数取替え)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6	
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式 (47台)	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6	第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式 (47台)	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6	
第1加工棟	{8035} 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通路等	1式	新設	図リ-4-1-1	第1加工棟	{8035} 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通路等	1式	新設	図リ-4-1-1	
第1加工棟	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (スピーカ)、配線	通信連絡設備等	1式 (10台)	改造 (全数取替え)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7	第1加工棟	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (スピーカ)、配線	通信連絡設備等	1式 (10台)	改造 (全数取替え)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7	
第1加工棟	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	通信連絡設備等	1式 (1台)	改造 (再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7	第1加工棟	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	通信連絡設備等	1式 (1台)	改造 (再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7	
第1加工棟	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (PHS アンテナ)、配線、所内携帯電話機 (PHS)	通信連絡設備等	1式 (5台)	改造 (一部取替え・追加、残り再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-8	第1加工棟	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (PHS アンテナ)、配線、所内携帯電話機 (PHS)	通信連絡設備等	1式 (5台)	改造 (一部取替え・追加、残り再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-8	
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(1)</sup>	器具本体、配線	火災等による損傷の防止警報設備等	1式 熱感知器 (スポット型) : 27台 煙感知器 (スポット型) : 35台 発信機 <sup>(7)</sup> : 11台	改造 (一部取替え・型式変更、一部移設、残り再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9 図リ-他-1-5 (第5次)	第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(1)</sup>	器具本体、配線	火災等による損傷の防止警報設備等	1式 熱感知器 (スポット型) : 27台 煙感知器 (スポット型) : 35台 発信機 <sup>(7)</sup> : 12台	改造 (一部取替え・型式変更、一部移設、追加、残り再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9 図リ-他-1-5 (第5次)	
第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) <sup>(1)</sup>	受信機本体、バッテリー、配線	火災等による損傷の防止	1式 受信機 : 1台 (P型受信機)	改造 (再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9	第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) <sup>(1)</sup>	受信機本体、バッテリー、配線	火災等による損傷の防止	1式 受信機 : 1台 (P型受信機)	改造 (再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9	
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等による損傷の防止	1式 ABC 粉末消火器 10型 : 20本 ABC 粉末消火器 20型 : 13本 ABC 粉末消火器 50型 : 2本	増設 (1本撤去、3本増設)	図リ-4-1-4	第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等による損傷の防止	1式 ABC 粉末消火器 10型 : 20本 ABC 粉末消火器 20型 : 13本 ABC 粉末消火器 50型 : 2本	増設 (1本撤去、3本増設)	図リ-4-1-4	

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)						変更後						変更理由
追第4次 表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備						追第4次 表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備						
設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(2)</sup>	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(2)</sup>	
{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1式 (66台)	器具本体 (スピーカー)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1式 (66台)	器具本体 (スピーカー)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)	感知器の型式ごとの個数を適正化するため。なお、本変更は感知器の追加及び消防法に基づく型式の変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造 (再据付け)	1式 (1台)	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造 (再据付け)	1式 (1台)	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造 (一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1式 (15台)	器具本体 (PHS アンテナ) <sup>(3)</sup> 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造 (一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1式 (15台)	器具本体 (PHS アンテナ) <sup>(3)</sup> 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体 (固定電話機)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体 (固定電話機)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え・型式変更、追加、残り再据付け)	1式 (熱感知器 (スポット型) 280台 煙感知器 (スポット型) 90台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え・型式変更、追加、残り再据付け)	1式 (熱感知器 (スポット型) 278台 煙感知器 (スポット型) 94台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造 (再据付け)	1式 (受信機: 1台 (P型受信機))	受信機本体、バッテリー、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造 (再据付け)	1式 (受信機: 1台 (P型受信機))	受信機本体、バッテリー、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、追加)	1式 (ABC粉末消火器10型: 102本 ABC粉末消火器50型: 17本 BC粉末消火器20型: 19本 金属火災用消火器: 3本 二酸化炭素消火器: 1本 乾燥砂 (消火用): 2個)	消火器	図リ-2-1-4-1~ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、追加)	1式 (ABC粉末消火器10型: 102本 ABC粉末消火器50型: 17本 BC粉末消火器20型: 19本 金属火災用消火器: 3本 二酸化炭素消火器: 1本 乾燥砂 (消火用): 2個)	消火器	図リ-2-1-4-1~ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8029} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8029} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	1式 (78台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8029-4} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	1式 (78台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	撤去	1式 (熱感知器 (スポット型、防爆型): 1台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)	{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	撤去	1式 (熱感知器 (スポット型、防爆型): 1台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)	

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>1. 第1加工棟の付属設備 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) の改造 (発信機のみ)</p> <p>(設備本体は取替えを行わずに再据付けをして使用するもの) (移設工事を行うもの)</p>  <p>(凡例)  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> : 製作工程、工事  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; transform: rotate(45deg);"></span> : 検査</p> <p>(注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。  (注2) 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) は、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">図リ-1-1 工事フロー</p> <p style="text-align: center;">2336</p>	<p>1. 第1加工棟の付属設備 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) の改造 (発信機のみ)</p> <p>(設備本体は取替えを行わずに再据付けをして使用するもの) (移設工事を行うもの) (追加工事を行うもの)</p>  <p>(凡例)  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> : 製作工程、工事  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; transform: rotate(45deg);"></span> : 検査</p> <p>(注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。  (注2) 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) は、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">図リ-1-1 工事フロー</p> <p style="text-align: center;">2336</p>	<p>工事フローを適正化するため。  なお、本変更は発信機の追加に伴う工事及び検査の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更理由  
 検査の方法を適正化するため。  
 なお、本変更は検査の方法の変更であり、適合性評価への影響はななく、加工施設の保全上支障のない変更である。

第リ-4表 建物・構築物に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>	
b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 ①遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認 ②遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認 (図リ-b-1 工事フロー参照)	検査	外観	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の外観を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 に使用上有害な傷及び変形がないこと。	遮蔽壁 No. 3 に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の配置を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の配置が図リ-建-2-2 のとおりであること。	遮蔽壁 No. 3 の配置が図リ-建-2-2 のとおりであること。
		配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の基礎が地盤改良(ラップルコンクリート)を介して、N値10以上の支持層に到達していることを関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の基礎が地盤改良(ラップルコンクリート)を介して、N値10以上の洪積層(砂層)に到達していること。	遮蔽壁 No. 3 の基礎が地盤改良(ラップルコンクリート)を介して、N値10以上の洪積層(砂層)に到達していること。
		員数	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の員数を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の員数が1基であること。	遮蔽壁 No. 3 の員数が1基であること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の材料、強度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の鉄筋の材料、強度が別表リ-建-2-1 のとおりであること。	遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の材料、強度が別表リ-建-3-1 のとおりであること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 のコンクリートの圧縮強度が別表リ-建-2-1 のとおり、 <u>                    </u> 以上であること。	遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの圧縮強度が別表リ-建-3-1 のとおり、 <u>                    </u> 以上であること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 のコンクリートの気乾単位容積質量が <u>                    </u> 以上であること。	遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの気乾単位容積質量が <u>                    </u> 以上であること。
		寸法	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の配筋の呼び径、配筋ピッチが別表リ-建-2-1 及び図リ-建-2-3 のとおりであること。	遮蔽壁 No. 3 の配筋の呼び径、配筋ピッチが別表リ-建-3-1 及び図リ-建-2-3 のとおりであること。
		寸法	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の寸法を測長又は関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の寸法が別表リ-建-2-1 かつ表リ-建-2 (遮蔽壁 No. 2 仕様) の遮蔽の項に示すとおりであること。	遮蔽壁 No. 3 の寸法が別表リ-建-3-1 かつ表リ-建-3 (遮蔽壁 No. 3 仕様) の遮蔽の項に示すとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
 (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ-4表 建物・構築物に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>	
b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 ①遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認 ②遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認 (図リ-b-1 工事フロー参照)	検査	外観	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の外観を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 に使用上有害な傷及び変形がないこと。	遮蔽壁 No. 3 に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の配置を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の配置が図リ-建-2-2 のとおりであること。	遮蔽壁 No. 3 の配置が図リ-建-2-2 のとおりであること。
		配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の基礎が支持層に到達していることを関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の基礎が建築基準法施行令第九十三条の規定による平板載荷試験で支持力を確認した表層地盤に達していること。	遮蔽壁 No. 3 の基礎が建築基準法施行令第九十三条の規定による平板載荷試験で支持力を確認した表層地盤に達していること。
		員数	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の員数を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の員数が1基であること。	遮蔽壁 No. 3 の員数が1基であること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の材料、強度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の鉄筋の材料、強度が別表リ-建-2-1 のとおりであること。	遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の材料、強度が別表リ-建-3-1 のとおりであること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 のコンクリートの圧縮強度が別表リ-建-2-1 のとおり、 <u>                    </u> 以上であること。	遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの圧縮強度が別表リ-建-3-1 のとおり、 <u>                    </u> 以上であること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 のコンクリートの気乾単位容積質量が <u>                    </u> 以上であること。	遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの気乾単位容積質量が <u>                    </u> 以上であること。
		寸法	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の配筋の呼び径、配筋ピッチが別表リ-建-2-1 及び図リ-建-2-3 のとおりであること。	遮蔽壁 No. 3 の配筋の呼び径、配筋ピッチが別表リ-建-3-1 及び図リ-建-2-3 のとおりであること。
		寸法	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の寸法を測長又は関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の寸法が別表リ-建-2-1 かつ表リ-建-2 (遮蔽壁 No. 2 仕様) の遮蔽の項に示すとおりであること。	遮蔽壁 No. 3 の寸法が別表リ-建-3-1 かつ表リ-建-3 (遮蔽壁 No. 3 仕様) の遮蔽の項に示すとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
 (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

変更後 2345  
 変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可) 2345

壁の仕様を適正化するため。なお、本変更は火災区域及び火災区画境界を  
実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添2表1-3-5 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (3/5)

Table with columns: 階, 部位, 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法, 図番号, 工事内容, 四条, 六条, 八条, 九条, 十条, 十条六号, 十一号, 十二号, 二十二号, 備考. Includes a legend for application status (5th or 4th application).

添2表1-3-5 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (3/5)

Table with columns: 階, 部位, 境界位置, 区画・境界などの安全機能, 材質, 呼び寸法, 図番号, 工事内容, 四条, 六条, 八条, 九条, 十条, 十条六号, 十一号, 十二号, 二十二号, 備考. Includes a legend for application status (5th or 4th application).



変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)	変更後	変更理由
<div data-bbox="192 191 1288 306" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (c) 火災区域を貫通する電線、配管類は、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う。  (記載 No. 5-35) </div> <p>○第1 廃棄物貯蔵棟  [11.3-B3]  第1 廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。当該火災区域は、第1種管理区域を含む火災区域であるため、当該火災区域境界について、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、<u>電気・計装ケーブルが貫通する壁には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する壁にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u>  また、火災区域境界でない火災区画境界の壁、床における電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部については、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。</p> <p>○第2 加工棟  [11.3-B3]  本申請では、先行申請した第4次申請の防火区画の貫通部の処理について追加の申請を行うが、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う設計に変更はなく、技術基準規則への適合状況について変更はない。  火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、<u>電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁床にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u>  対象とする火災区域境界は、火災区域が隣接している境界に加え、第1種管理区域における火災が屋外へと延焼しないよう第1種管理区域を含む火災区域の屋外との境界とする。  また、火災区域境界でない火災区画境界においては、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。  対象とする火災区画境界は、火災区域2P-5内の火災区画2P-5(I)、2P-5(II)間、火災区域2P-7内の火災区画2P-7(I)、2P-7(II)間の境界とする。</p>	<div data-bbox="1389 191 2484 306" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (c) 火災区域を貫通する電線、配管類は、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う。  (記載 No. 5-35) </div> <p>○第1 廃棄物貯蔵棟  [11.3-B3]  第1 廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。当該火災区域は、第1種管理区域を含む火災区域であるため、当該火災区域境界について、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、<u>電気・計装ケーブル、配管、ダクトが貫通する壁にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u>  また、火災区域境界でない火災区画境界の壁、床における電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部については、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。</p> <p>○第2 加工棟  [11.3-B3]  本申請では、先行申請した第4次申請の防火区画の貫通部の処理について追加の申請を行うが、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う設計に変更はなく、技術基準規則への適合状況について変更はない。  火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、<u>電気・計装ケーブル、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁床にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。</u>  対象とする火災区域境界は、火災区域が隣接している境界に加え、第1種管理区域における火災が屋外へと延焼しないよう第1種管理区域を含む火災区域の屋外との境界とする。  また、火災区域境界でない火災区画境界においては、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。  対象とする火災区画境界は、火災区域2P-5内の火災区画2P-5(I)、2P-5(II)間、火災区域2P-7内の火災区画2P-7(I)、2P-7(II)間の境界とする。</p>	火災区画貫通部の処置を適正化するため。 なお、本変更は貫通部の処置に係る記載の変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更理由  
ペレット搬送設備No.3  
ペレット保管箱台車  
No.1及びペレット搬送  
設備No.3ペレット保  
管箱台車No.2のレール  
の既設アンカーボルト  
の検定比を、アンカーボ  
ルトの埋め込み状態を  
反映した値へ見直した  
め。  
なお、本変更により検  
定比が1を超えること  
はないため、適合性評  
価への影響はなく、加  
工施設の保全上支障の  
ない変更である。

表9 耐震計算結果 (1) 第2加工棟設備 (6/8)

設備・機器	耐震重要 度分類	設置階	水平 震度	固有 振動数 (Hz)	剛柔 判定	積載物の高さに よるモーメント 考慮	検定比		仕様表	基本図面
							部材	アンカーボ ルト		
2 ton 天井クレーンNo.1	第1類	3階	1.5		柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-9-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-9-1
2. 8 ton 天井クレーン									表 <sup>ハ</sup> -2P設-10-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-10-1
スクラップ保管ラックF型No.2-1	第1類	1階	1.0		剛	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-2-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-2-1
スクラップ保管ラックD型No.2-1	第1類	1階	1.0		柔	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-3-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-3-1
スクラップ保管ラックE型No.2-1	第1類	1階	1.0		剛	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-4-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-4-1
ペレット保管ラックD型No.2-1 <sup>※2</sup>	第1類	1階	1.0		剛	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-5-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-5-1
ペレット搬送設備No.3	第1類	1階	1.0		柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-6-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-6-1
ペレット搬送設備No.3									表 <sup>ハ</sup> -2P設-6-2	図 <sup>ハ</sup> -2P設-6-2
ペレット搬送設備No.3	ペレット保管箱台車No.1	台車 レール	1階	1.0	柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-6-3	図 <sup>ハ</sup> -2P設-6-3
	ペレット保管箱台車No.2	台車 レール			柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無				
ペレット搬送設備No.4	ペレットリフター	本体 リフト昇降部	2階	1.5	柔	有			表 <sup>ハ</sup> -2P設-7-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-7-1
	ペレット保管箱受台	本体 昇降部							柔	有
ペレット保管ラックE型リフター	第1類	2階	1.5		柔	有			表 <sup>ハ</sup> -2P設-8-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-8-1
5 ton 天井クレーン	第1類	3階	1.5		柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-10-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-10-1
分析試料保管棚									表 <sup>ハ</sup> -2P設-11-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-11-1
開発試料保管棚 <sup>※3</sup>	第1類	3階	1.5		柔	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-12-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-12-1

※1 台車部又はガード部に合わせ柔構造として評価した。  
 ※2 「スクラップ保管ラックF型No.2-1」と同一設計であることから共通評価とした。  
 ※3 「分析試料保管棚」と同一設計であることから共通評価とした。

表9 耐震計算結果 (1) 第2加工棟設備 (6/8)

設備・機器	耐震重要 度分類	設置階	水平 震度	固有 振動数 (Hz)	剛柔 判定	積載物の高さに よるモーメント 考慮	検定比		仕様表	基本図面
							部材	アンカーボ ルト		
2 ton 天井クレーンNo.1	第1類	3階	1.5		柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-9-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-9-1
2. 8 ton 天井クレーン									表 <sup>ハ</sup> -2P設-10-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-10-1
スクラップ保管ラックF型No.2-1	第1類	1階	1.0		剛	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-2-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-2-1
スクラップ保管ラックD型No.2-1	第1類	1階	1.0		柔	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-3-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-3-1
スクラップ保管ラックE型No.2-1	第1類	1階	1.0		剛	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-4-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-4-1
ペレット保管ラックD型No.2-1 <sup>※2</sup>	第1類	1階	1.0		剛	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-5-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-5-1
ペレット搬送設備No.3	第1類	1階	1.0		柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-6-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-6-1
ペレット搬送設備No.3									表 <sup>ハ</sup> -2P設-6-2	図 <sup>ハ</sup> -2P設-6-2
ペレット搬送設備No.3	ペレット保管箱台車No.1	台車 レール	1階	1.0	柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-6-3	図 <sup>ハ</sup> -2P設-6-3
	ペレット保管箱台車No.2	台車 レール			柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無				
ペレット搬送設備No.4	ペレットリフター	本体 リフト昇降部	2階	1.5	柔	有			表 <sup>ハ</sup> -2P設-7-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-7-1
	ペレット保管箱受台	本体 昇降部							柔	有
ペレット保管ラックE型リフター	第1類	2階	1.5		柔	有			表 <sup>ハ</sup> -2P設-8-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-8-1
5 ton 天井クレーン	第1類	3階	1.5		柔 柔 <sup>※1</sup>	有 無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-10-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-10-1
分析試料保管棚									表 <sup>ハ</sup> -2P設-11-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-11-1
開発試料保管棚 <sup>※3</sup>	第1類	3階	1.5		柔	無			表 <sup>ハ</sup> -2P設-12-1	図 <sup>ハ</sup> -2P設-12-1

※1 台車部又はガード部に合わせ柔構造として評価した。  
 ※2 「スクラップ保管ラックF型No.2-1」と同一設計であることから共通評価とした。  
 ※3 「分析試料保管棚」と同一設計であることから共通評価とした。

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)

変更後 6988

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>1. 設計方針</p> <p>廃棄物保管区域で保管廃棄に用いるドラム缶等の金属製容器は、加工事業変更許可申請書では、更なる安全対策として耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じている。</p> <p>本設工認申請書における第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟では保管廃棄に用いる 200 Lドラム缶は3段積み以下で固縛し転倒防止策を講じる。</p> <p>耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策として、耐震重要度分類第1類相当（水平震度 1.0 G）の地震力により金属容器が転倒するおそれがないように以下の設計の固縛、配列とする。</p> <p>ドラム缶1段置き : ラッシングベルトにて固縛し、転倒しない配列。  ドラム缶2段及び3段積み : スキッド、パレット、ワイヤスリング等を用いて固縛し、さらに隣り合うそれぞれのパレットをボルトにて連結し、転倒しない配列。</p> <p>耐震重要度分類第1類相当（水平震度 1.0 G）の地震力で転倒評価を行い、評価結果から得られた転倒しない配列とする。</p> <p>ここで、200 Lドラム缶は、竜巻による飛散防止策（参考資料1に示す。）を兼ねて転倒防止策として固縛を行うが、この固縛は参考資料2に示す水平震度 1.0（耐震重要度分類第1類）相当の加振試験で性能を確認した方法により行う。</p> <p>図1～図3にドラム缶固縛に関する基本図面を示す。</p> <p>また、転倒しない配列の前提条件はパレット同士がボルトにて連結していることとなるため、耐震重要度分類第1類相当の地震力によりボルトに作用するせん断荷重が、ボルトの許容せん断荷重を超えないことを評価し、その仕様のボルトを用いる。</p> <p>ドラム缶は床に固定しないため、床面の水平震度を用いて転倒評価を行う。放射性廃棄物の施設は耐震重要度分類第2類又は第3類であるが、保守的に耐震重要度分類第1類として扱っても1階～3階の水平地震力は<u>0.36</u>である。床面（コンクリート）とスキッド（鉄）の摩擦係数は0.5～0.6であり、<u>0.36</u>よりも大きいことから滑りは生じない。ここで、転倒評価及び固縛評価においては、更に保守的に設置階を問わず水平震度 1.0 として評価を行い、転倒しないこと及び連結しているボルトの強度に問題のないことを確認する。</p> <p>2. 基本仕様</p> <p>200 Lドラム缶の固縛方法は、2段以上の段積みを行う場合、スキッド又はパレットごとにドラム缶4本を積載し、ワイヤスリング等を用いて1体（固縛体）として、隣り合うそれぞれのパレットをボルト（1パレットにつき1箇所）にて連結する。</p> <p>3. 性能、個数及び設置場所</p> <p>保管廃棄設備<math>\text{ }^{\text{---}}</math>、廃棄物保管区域及び保管廃棄設備<math>\text{ }^{\text{---}}</math>、廃棄物保管区域における性能、個数及び設置場所を「表ト-W1設-4-1」及び「表ト-W3設-1」に示す。</p>	<p>1. 設計方針</p> <p>廃棄物保管区域で保管廃棄に用いるドラム缶等の金属製容器は、加工事業変更許可申請書では、更なる安全対策として耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じている。</p> <p>本設工認申請書における第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟では保管廃棄に用いる 200 Lドラム缶は3段積み以下で固縛し転倒防止策を講じる。</p> <p>耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策として、耐震重要度分類第1類相当（水平震度 1.0 G）の地震力により金属容器が転倒するおそれがないように以下の設計の固縛、配列とする。</p> <p>ドラム缶1段置き : ラッシングベルトにて固縛し、転倒しない配列。  ドラム缶2段及び3段積み : スキッド、パレット、ワイヤスリング等を用いて固縛し、さらに隣り合うそれぞれのパレットをボルトにて連結し、転倒しない配列。</p> <p>耐震重要度分類第1類相当（水平震度 1.0 G）の地震力で転倒評価を行い、評価結果から得られた転倒しない配列とする。</p> <p>ここで、200 Lドラム缶は、竜巻による飛散防止策（参考資料1に示す。）を兼ねて転倒防止策として固縛を行うが、この固縛は参考資料2に示す水平震度 1.0（耐震重要度分類第1類）相当の加振試験で性能を確認した方法により行う。</p> <p>図1～図3にドラム缶固縛に関する基本図面を示す。</p> <p>また、転倒しない配列の前提条件はパレット同士がボルトにて連結していることとなるため、耐震重要度分類第1類相当の地震力によりボルトに作用するせん断荷重が、ボルトの許容せん断荷重を超えないことを評価し、その仕様のボルトを用いる。</p> <p>ドラム缶は床に固定しないため、床面の水平震度を用いて転倒評価を行う。放射性廃棄物の施設は耐震重要度分類第2類又は第3類であるが、保守的に耐震重要度分類第1類として扱っても1階～3階の水平地震力は<u>0.47</u>である。床面（コンクリート）とスキッド（鉄）の摩擦係数は0.5～0.6であり、<u>0.47</u>よりも大きいことから滑りは生じない。ここで、転倒評価及び固縛評価においては、更に保守的に設置階を問わず水平震度 1.0 として評価を行い、転倒しないこと及び連結しているボルトの強度に問題のないことを確認する。</p> <p>2. 基本仕様</p> <p>200 Lドラム缶の固縛方法は、2段以上の段積みを行う場合、スキッド又はパレットごとにドラム缶4本を積載し、ワイヤスリング等を用いて1体（固縛体）として、隣り合うそれぞれのパレットをボルト（1パレットにつき1箇所）にて連結する。</p> <p>3. 性能、個数及び設置場所</p> <p>保管廃棄設備<math>\text{ }^{\text{---}}</math>、廃棄物保管区域及び保管廃棄設備<math>\text{ }^{\text{---}}</math>、廃棄物保管区域における性能、個数及び設置場所を「表ト-W1設-4-1」及び「表ト-W3設-1」に示す。</p>	<p>転倒防止に係る設計方針の記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は水平地震力の記載の変更であり滑りが生じないとする評価の結果に変わりはないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

添付 2

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)	変更後	変更理由
<p>図ハ-2 P設-3-2 (2) 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 架台 (1/4)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>	<p>図ハ-2 P設-3-2 (2) 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 架台 (1/4)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>	<p>耐震補強のため追加する平板の形状を適正化するため。なお、本変更は耐震補強に係る局所的な形状の変更であり、検定比が1を超えることばないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

<p>変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)</p>	<p>変更後</p> <p>09E</p> <p>図ハ-2 P設-3-2 (4) 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 架台 (3/4)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>	<p>変更理由</p>	<p>耐震補強のため追加する平板の形状を適正化するため。          なお、本変更は耐震補強に係る局所的な形状の変更であり、検定比が1を超えることはないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
---	--	-------------	--

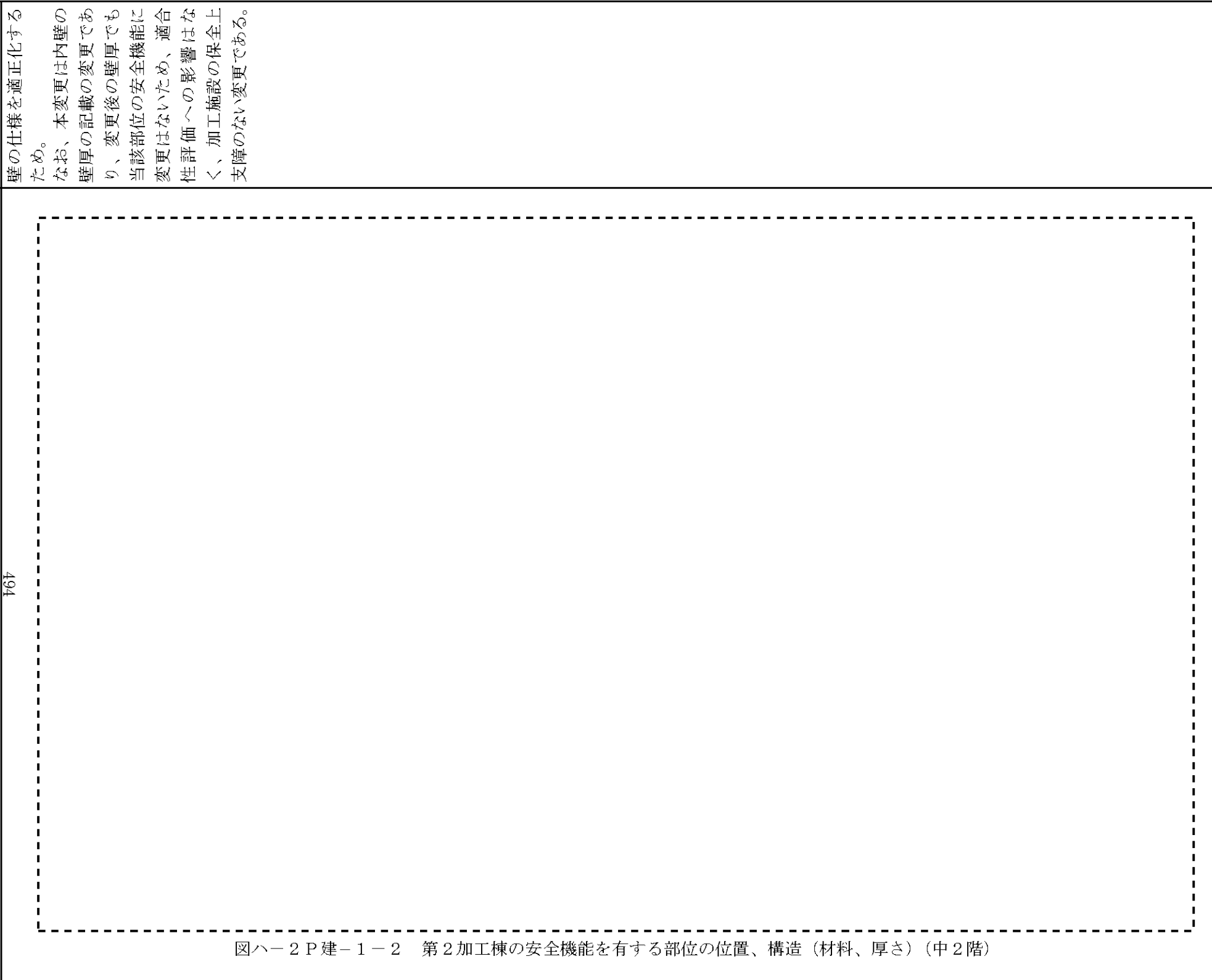
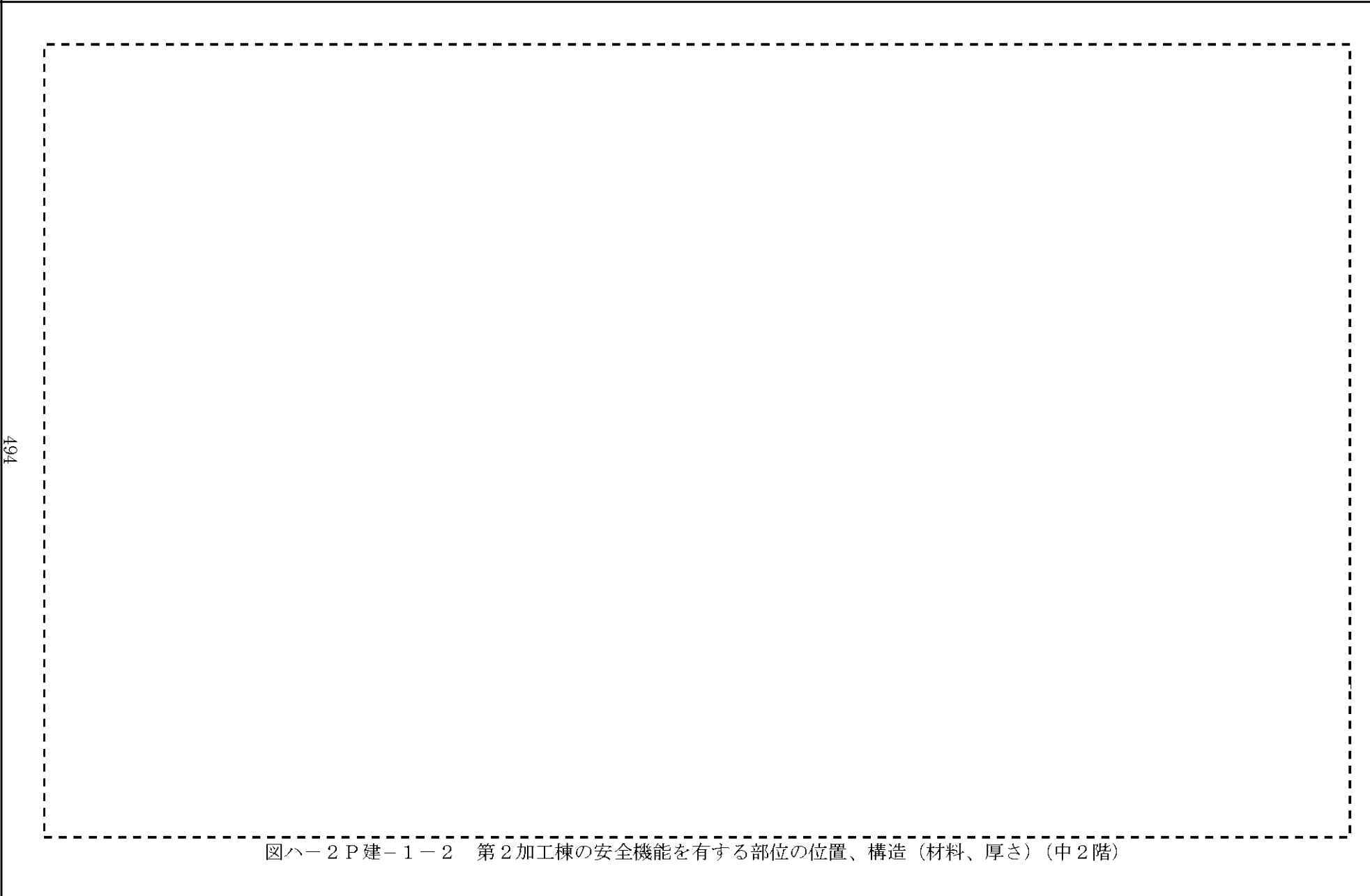
<p>変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164号にて認可)</p>	<p>変更後</p> <p>図ハ-2P設-9-2 (1) 焙焼炉 No.2-1 焙焼炉 (1/2)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>	<p>変更理由</p>	<p>図ハ-2P設-9-2 (1) 焙焼炉 No.2-1 焙焼炉 (1/2)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>
--	--	-------------	---

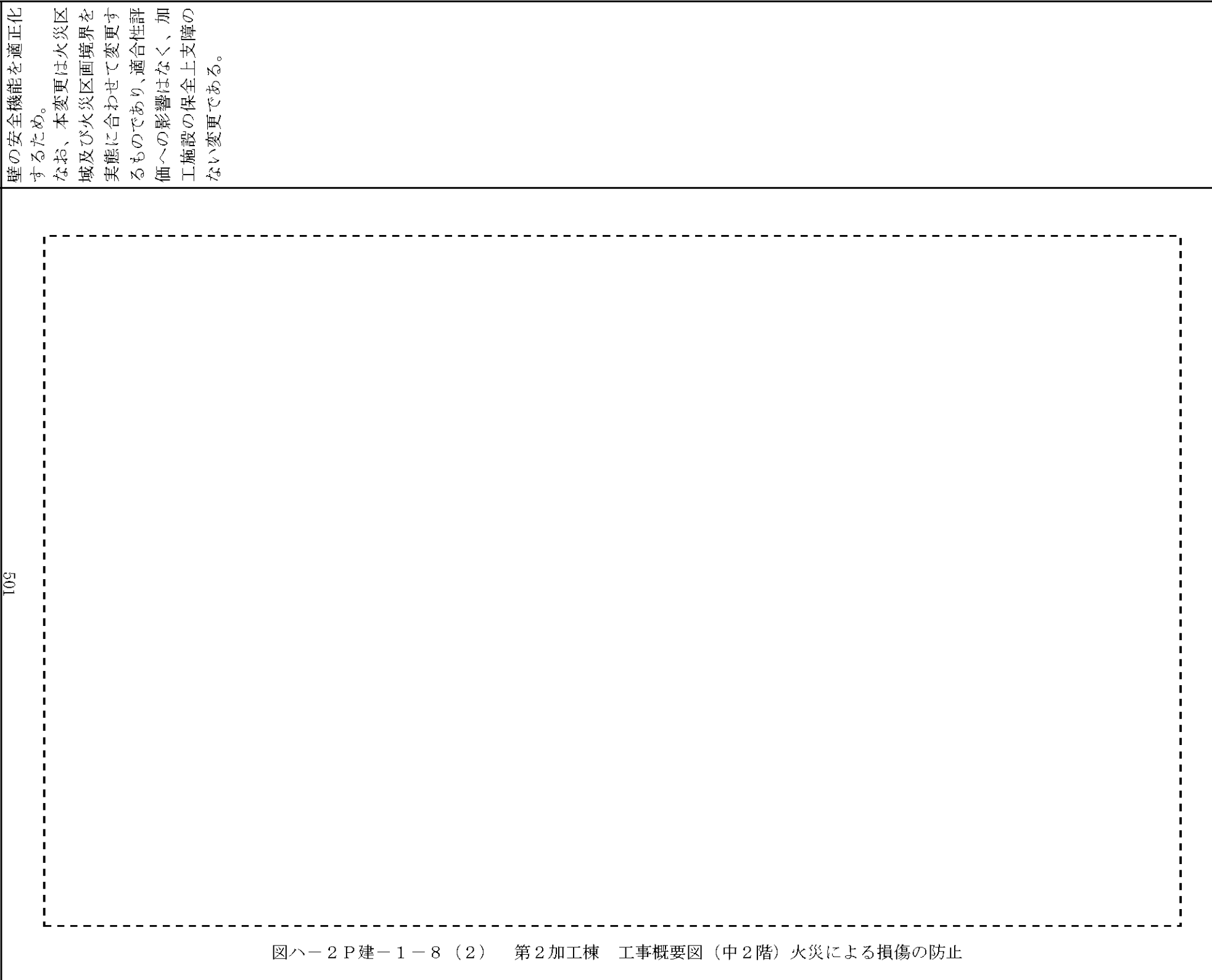

フーダの形状を適正化するため。  
なお、本変更は囲い式フーダの局所的な形状の変更であり形状変更に伴う重量の増加は評価における保守性に包含されるため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

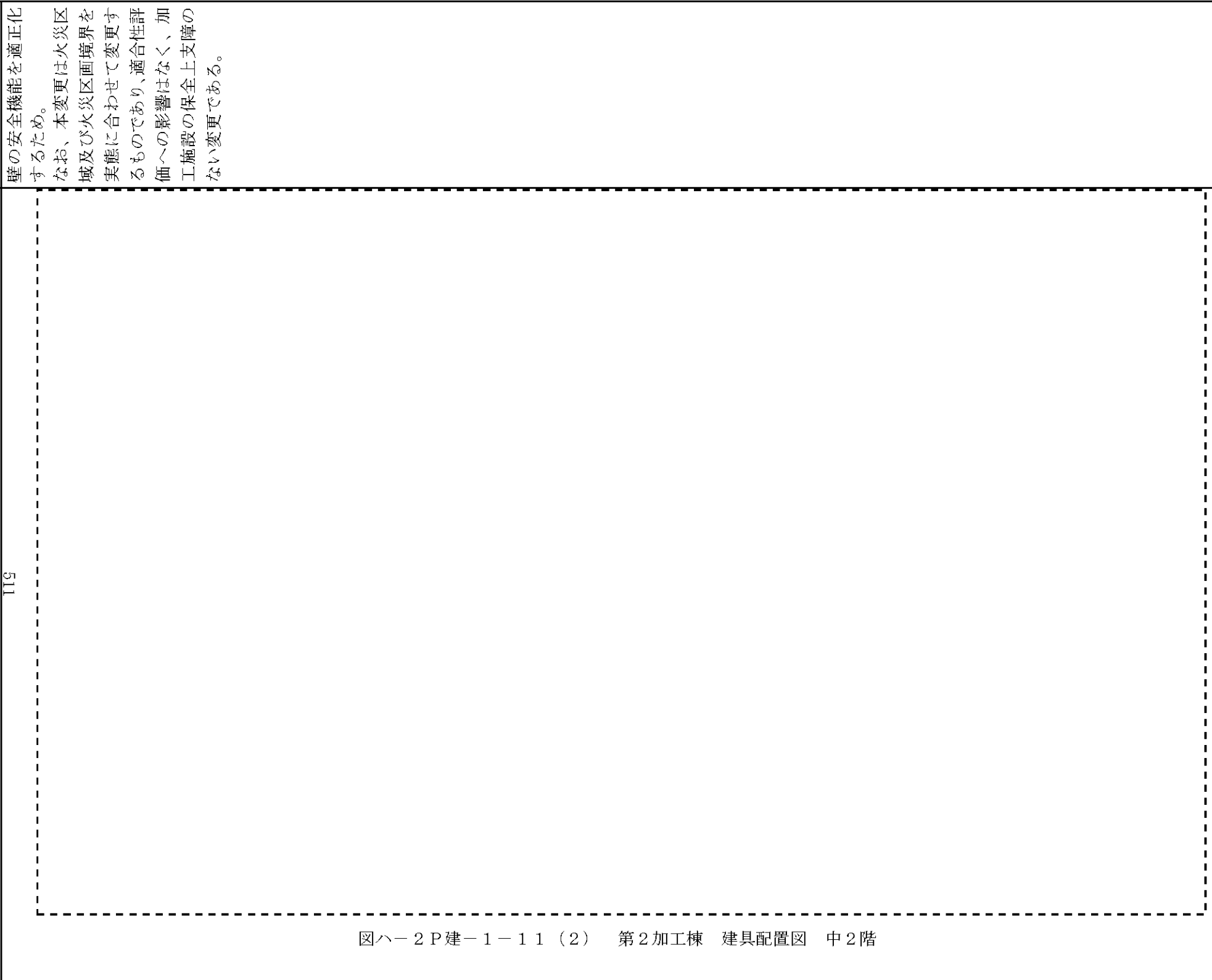

変更理由	
<p>フーダの形状を適正化するため。 なお、本変更は囲い式フーダの局所的な形状の変更であり形状変更に伴う重量の増加は評価における保守性に包含されるため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<p style="text-align: center;">図ハ-2 P設-9-2 (2) 焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉 (2/2)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>
<p>変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)</p>	<p style="text-align: center;">図ハ-2 P設-9-2 (2) 焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉 (2/2)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>



変更理由	変更後	変更前 (令和4年11月16日付け 原規発第 2211164号にて認可)
<p>フードの形状を適正化するため。 なお、本変更は囲い式フードの局所的な形状の変更であり形状変更に伴う重量の増加は評価における保守性に包含されるため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<p style="text-align: center;">図ハ-2P設-9-2(3) 焙焼炉No.2-1 焙焼炉 囲い式フード詳細図</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">図ハ-2P設-9-2(3) 焙焼炉No.2-1 焙焼炉 囲い式フード詳細図</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印 (単位 mm)</p>

<p>変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164号にて認可)</p> <p>494</p>	 <p>図ハ-2P建-1-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) (中2階)</p>
<p>変更後</p> <p>494</p>	 <p>図ハ-2P建-1-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) (中2階)</p>
<p>変更理由</p> <p>壁の仕様を適正化するため。なお、本変更は内壁の壁厚の記載の変更であり、変更後の壁厚でも当該部位の安全機能に変更はないため、適合性評価への影響はななく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	

<p>変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)</p>	<p>109</p>  <p>図ハ-2 P建-1-8 (2) 第2加工棟 工事概要図 (中2階) 火災による損傷の防止</p>
<p>変更後</p>	<p>109</p>  <p>図ハ-2 P建-1-8 (2) 第2加工棟 工事概要図 (中2階) 火災による損傷の防止</p>
<p>変更理由 壁の安全機能を適正化するため。 なお、本変更は火災区域及び火災区画境界を 実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加 工施設の保全上支障のない変更である。</p>	

<p>変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164号にて認可)</p>		<p>変更理由</p>	<p>壁の安全機能を適正化するため。 なお、本変更は火災区域及び火災区分境界を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
<p>変更後</p>			

図ハ-2P建-1-11(2) 第2加工棟 建具配置図 中2階

図ハ-2P建-1-11(2) 第2加工棟 建具配置図 中2階

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)	変更後	変更理由
<p>8991</p> <p>図ト-W1建-20(1) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (1階・中2階)</p>	<p>8991</p> <p>図ト-W1建-20(1) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (1階・中2階)</p>	<p>火災区画貫通部の位置を適正化するため。なお、本変更は貫通部の位置を実態に合わせて適正化するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

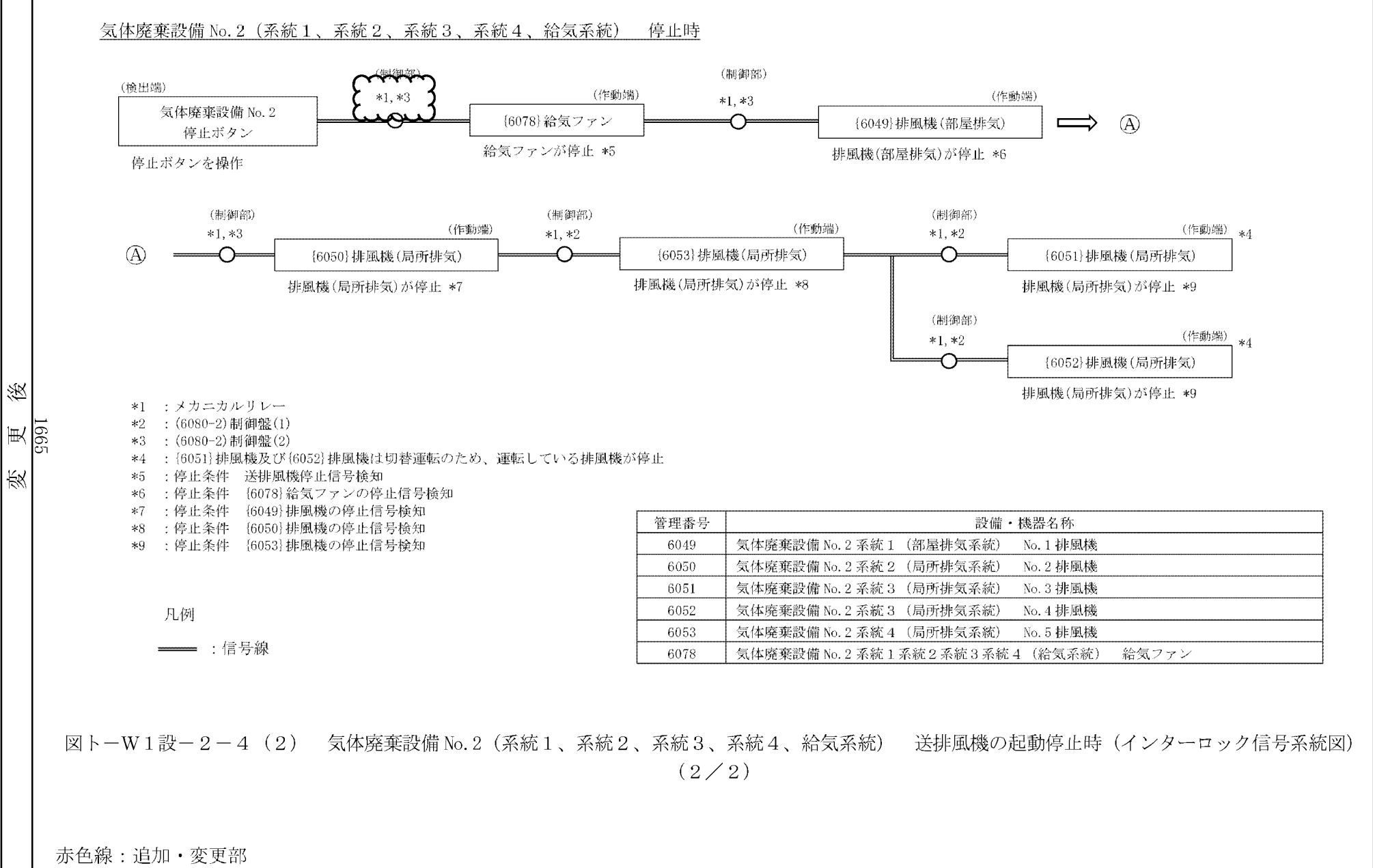
変更理由	変更後	変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)
<p>構造部材の仕様を適正化するため。          なお、本変更は構造部材の寸法及び記載を状態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<p>6651</p> <p>図ト-W1建-28(1) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面</p>	<p>6651</p> <p>図ト-W1建-28(1) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面</p>

変 更 前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)	変 更 後	変更理由
<div data-bbox="178 178 1305 1858" style="border: 1px dashed black; height: 800px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="296 1879 1187 1921">図ト-W1建-28(3) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり</p> <p data-bbox="697 1942 786 1984">1601</p>	<div data-bbox="1365 178 2493 1858" style="border: 1px dashed black; height: 800px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1484 1879 2374 1921">図ト-W1建-28(3) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり</p> <p data-bbox="1884 1942 1973 1984">1601</p>	<p data-bbox="2546 153 2819 451">構造部材の仕様を適正化するため。          なお、本変更は構造部材の寸法を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更理由	変更後	変更前
部材リストを適正化するため。 なお、本変更は部材リストの記載を実績に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	<div style="border: 1px dashed black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">図ト-W1建-28(4) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばり</p>	<div style="border: 1px dashed black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">図ト-W1建-28(4) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばり</p>

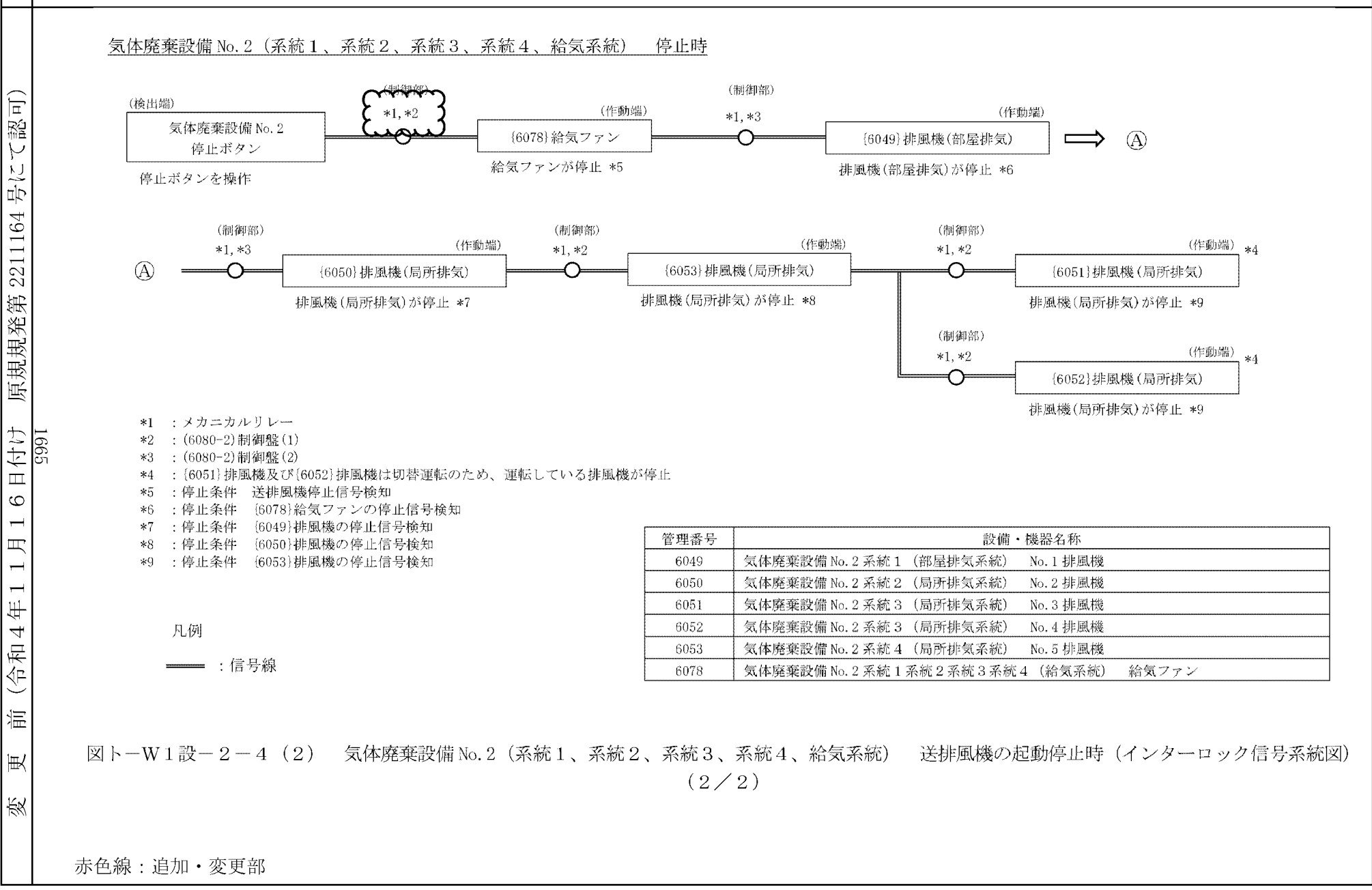


変更理由  
インターロック信号系統図を適正化するた  
め。  
なお、本変更はメカニカ  
ルリレーの位置を状態  
に合わせて適正化する  
ものであり、適合性評  
価への影響はなく、加  
工施設の保全上支障の  
ない変更である。



図ト-W1 設-2-4 (2) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図) (2/2)

赤色線 : 追加・変更部

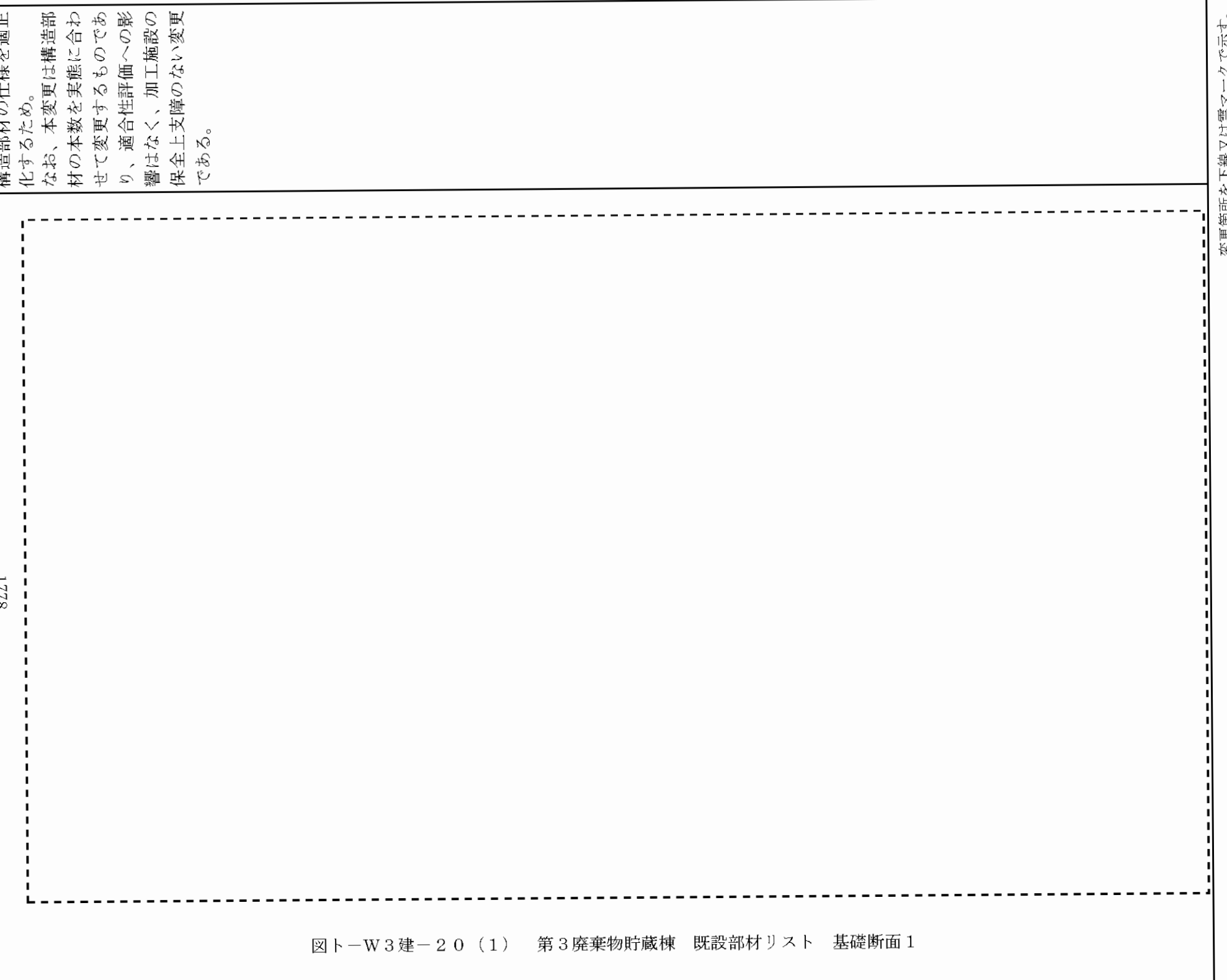
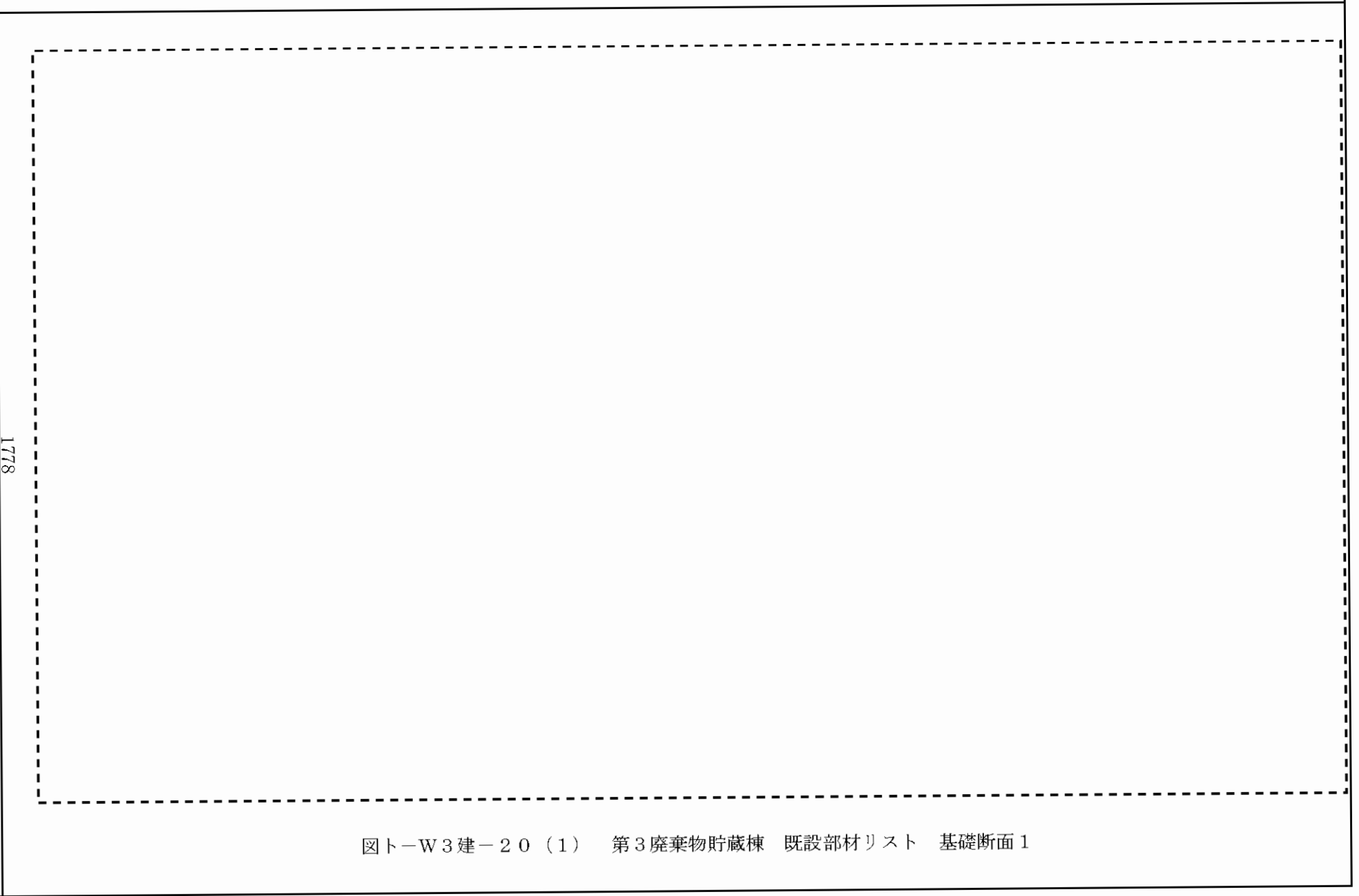


図ト-W1 設-2-4 (2) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図) (2/2)

赤色線 : 追加・変更部

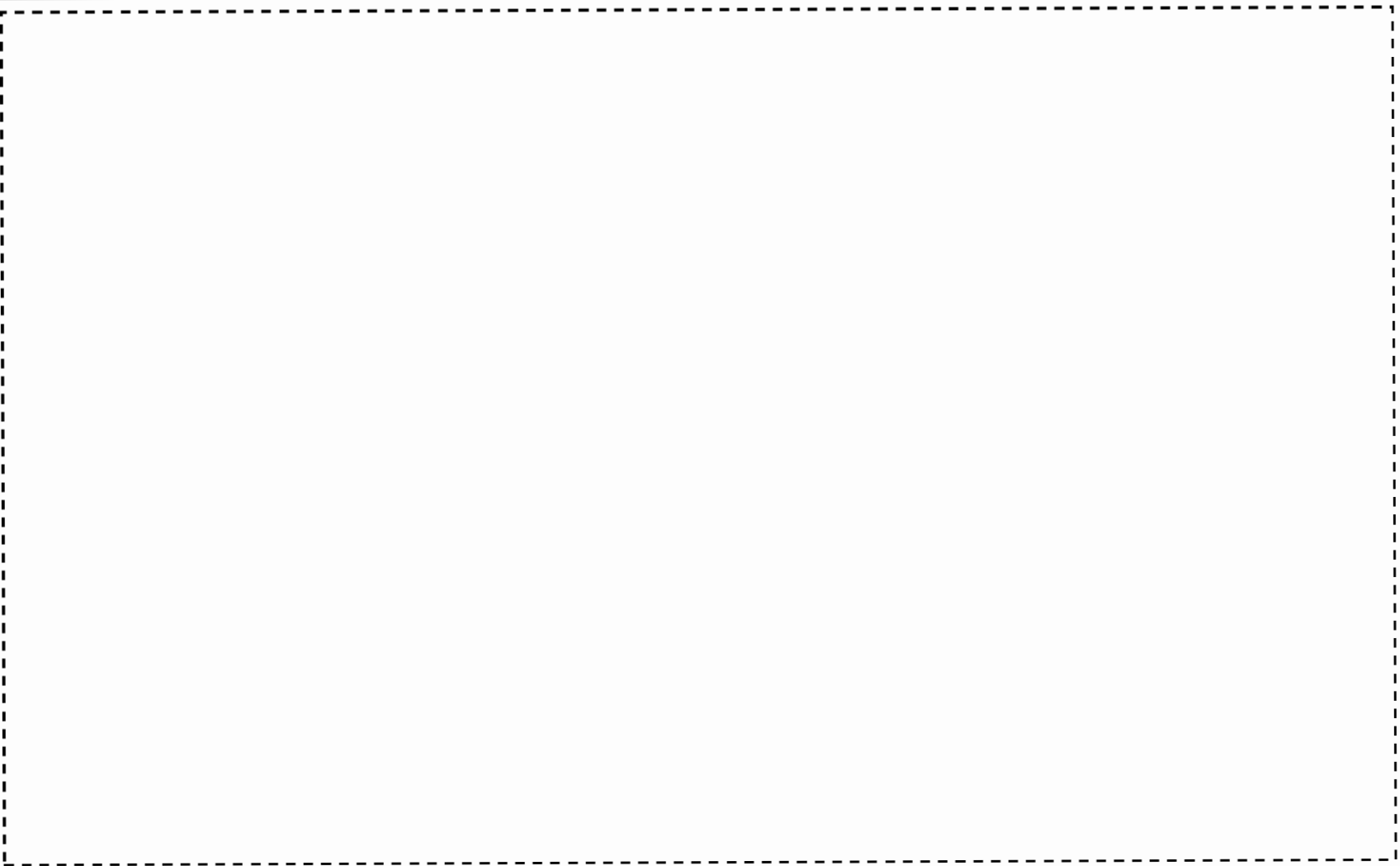
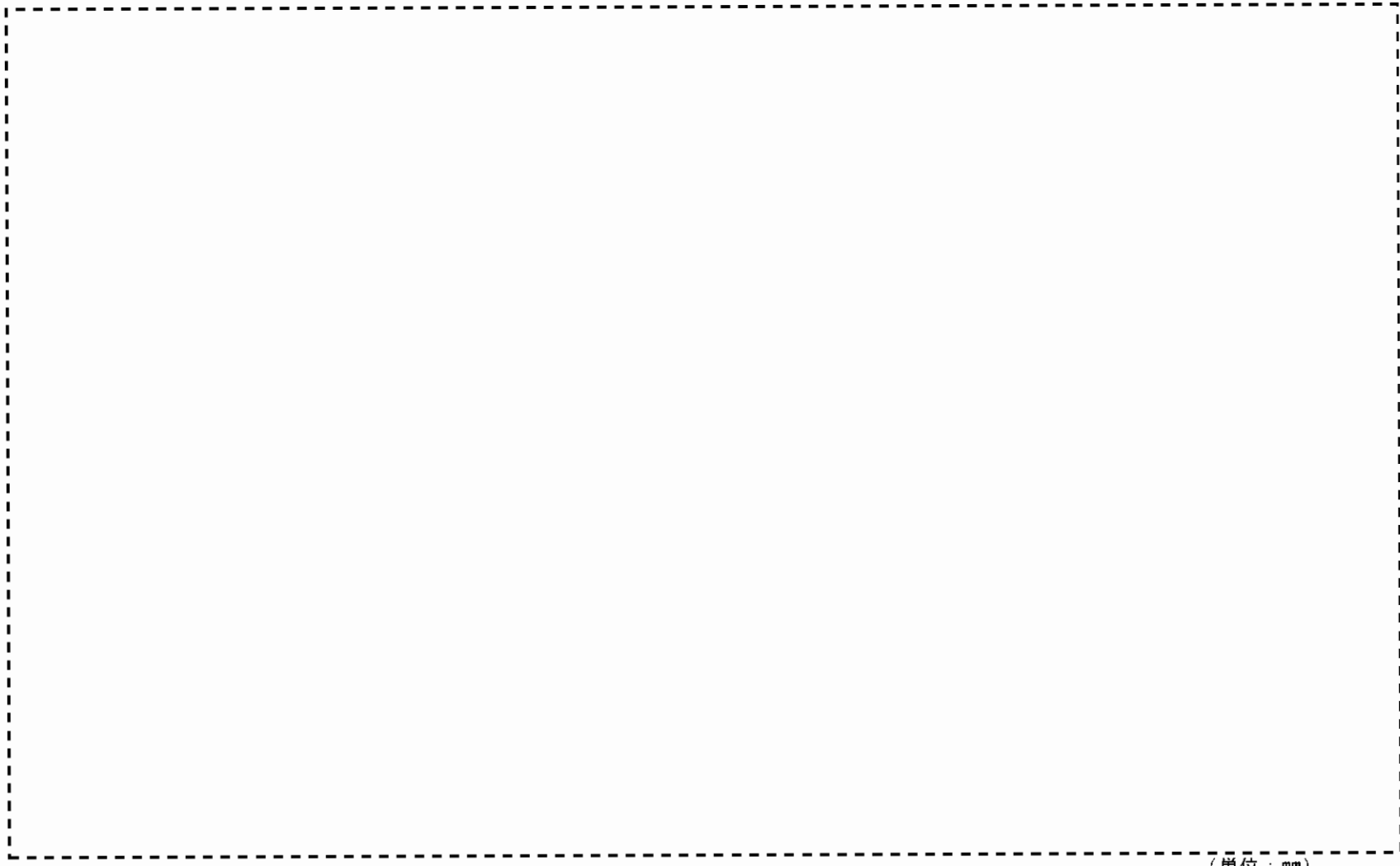
変更前 (令和 4 年 1 月 1 日付け 原規規発第 2211164 号にて認可) 1691

変更後 5991

<p>変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第2211164号にて認可)</p> <p>8771</p>	 <p>図ト-W3建-20(1) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1</p>
<p>変更後</p> <p>8771</p>	 <p>図ト-W3建-20(1) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1</p>
<p>変更理由</p> <p>構造部材の仕様を適正化するため。 なお、本変更は構造部材の本数を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	

変更理由	変更後	変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)
構造部材の仕様を適正化するため。 なお、本変更は構造部材の寸法及び本数を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	<div style="border: 1px dashed black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">(単位: mm)</p> <p style="text-align: center;">図ト-W3建-20(4) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり</p>	<div style="border: 1px dashed black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">(単位: mm)</p> <p style="text-align: center;">図ト-W3建-20(4) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり</p>

変更理由	変更後	変更前
<p>壁の符号を適正化するため。 なお、本変更は壁の符号を 実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はな く、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<p>7871</p> <p>図ト-W3建-20(5) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁</p>	<p>7872</p> <p>図ト-W3建-20(5) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁</p>

変更理由	変更後	変更前
変更理由 構造部材の仕様を適正化するため。 なお、本変更は構造部材の寸法を実態に合わせて変更するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	<div style="text-align: center;"> <p>図リ-建-1-18 (2) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図</p>  <p>(単位：mm)</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>図リ-建-1-18 (2) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図</p>  <p>(単位：mm)</p> </div>

変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164 号にて認可)  
2228



図リー他-5(7) 消火栓配管 屋外 配管図

変更後  
8222




図リー他-5(7) 消火栓配管 屋外 配管図

変更理由

消火栓配管の配管図を  
適正化するため。  
なお、本変更は配管図  
の既設配管の範囲の変  
更であり、適合性評価  
への影響はなく、加工  
施設の保全上支障のな  
い変更である。

<p>変更前 (令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164号にて認可)</p> <p>2297 1677</p>  <p>図リニ他一15 第1加工棟 火災感知設備 配置図</p>
--

<p>変更後</p> <p>2297 1677</p>  <p>図リニ他一15 第1加工棟 火災感知設備 配置図</p>	<p>変更理由</p> <p>発信機の配置を適正化するため。 なお、本変更は発信機の追加であり、適合性の評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
---	---